

平成29年度広尾町議会決算審査特別委員会 第3号

平成30年9月13日(木曜日)

開議 午前10時00分

1、委員長(北藤) ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

審査番号5、6款商工費を審査します。

これより質疑に入ります。6款商工費に対する質疑の発言を許します。

萬亀山委員。

1、委員(萬亀山) 109ページの商工費、3目のサンタランド費、1、サンタランド事業のことですが、これはさーたちゃんのことに関して質問したいと思います。

ゆるキャラ、小学生の七田素菜ちゃんがデザインして、それが採用となって町のさーたちゃんの絵が町民の皆様にも楽しまれているところなのですが、私も名刺などに印刷して、ほかの議員さんも名刺に印刷されております。そして、郵便局の上にもちょっと飾ったりして、とてもすばらしいことだと思います。

ただ、昨年、同僚の議員さんも質問されていたところですが、ゆるキャラのほう、150~160万円ですか、かかっているということなのですが、とにかく手を引いて歩かなければ、誰かに手を引いてもらわなかったら歩けない。そのことを質問して、何か考慮していただくということだったのですが、その後どうなったか、ちょっとお聞きしたいと思います。それが1点目です。

それと2点目は、まずページは111ページ、事業ナンバー3番、北方圏交流振興会事業ということですが、このことに関して質問します。

事業内容の から を見ますと、やはりサンタメール事業に関しては最低でも2万通は確保しなければならないということですが、毎年1万8,000通前後ということですが、そろそろこの経営といいますか、無理な状況、赤字経営に入っているように思います。このことはもう本当にまず解散して、町の事業に移行することはできないのかどうか、町長が会長を務めているようですが、これは赤字になった場合は町長が補填するというお話で聞いておりますが、これはまた、こういう会計決算も町の職員が携わっているようですし、まず町の補助事業に移行するというのはどうかなということで、きょうは町長不在ではありますが、副町長、代理でちょっとお話し願えればと思います。

以上2点でございます。よろしくお願いします。

1、委員長(北藤) 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長(雄谷) さーたちゃんの関係でございます。

まず、さーたちゃんの着ぐるみにつきましては、ご承知のとおり、26年の10月に着ぐるみとして完成しております。そのときのさーたちゃんの設定につきましては、サンタクロースのお孫さんとして、すてきなサンタクロースになるために広尾のサンタランドで修行しているよという設定でございます。昨年、この決算委員会のほうで動きが鈍いというようなお話もありまして、その後、実

際私も昨年この委員会が終わった後、札幌のほうでデパート、それから路上のほうで実際に着ぐるみの中に入ってみることがありましたので、実際に入って体験してみました。お話ありましたとおり、一人で歩くことはできます。階段とか段差の低い、段差のあるところは歩きづらいですけども、そこはやっぱり着がえたところから手は引いてもらいましたけれども、路上に出た、それからデパートの中では一人で歩くことはできます。実際、自分も中に入って手を振ったり、小走りに子どものほうに寄っていったりすると、ああ、かわいいねとかというようなお話も聞かせていただきました。先ほどの設定からいきますと、さーたちゃんに対しては、激しい動きを求めているとはいえないというふうに思っております。昨年、実際自分が入った経験から、このままでいいのかなというようなことで、30年度については、さーたちゃんを改良するだとか新しい展開に行くとかというところは考えていないというのが現状であります。

それと、次の北方圏サンタメールの関係でございますが、お話がありましたとおり、サンタメールの採算ラインというところは2万通というようなところで押さえております。実際サンタメールだけの事業でいきますと、サンタメールだけの収支でいきますと、29年度も130万円ほどの赤字が出ております。ですが、ここ数年、係る経費の部分で見直ししまして、ランニングコストを極力抑えるような努力もしております。27年の決算ですと、メールだけでいくと300万円強の赤字があったところを、今、説明したように29年度は130万円で抑えられている、その収支の部分はどうかという部分については、サンタの家で販売しておりますサンタグッズ等の収益で補っているというような現状でございます。

今お話ありました赤字になった部分については町が面倒を見るという部分については、そういう認識は持っておりません。北方圏交流振興会そのものには一切、今のところ町のほうからは補助金が入っておりませんので、その会計の中でやりくりするというような状況で考えているところでございます。

今後、町のほうに移管するかしないかという部分については、今年度、北方圏交流振興会の総会の後の新聞報道もされておりますが、事業展開も少し変えておりますので、その辺、ここ数年ちょっと様子を見ながら移行するかしないかは判断して検討していかなければならない、ここ数年様子を見たいというふうに思っているところでございます。

長くなって申しわけございません。

1、委員長（北藤） ほかに。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の107ページでありますけれども、事業番号5番、広域観光の推進のうち、広域連携映画脚本制作事業64万8,000円の町の負担金の関係でありますけれども、これは以前から説明があって、4町広域連携ということで、広尾町のこの負担割合というのは、全体事業の1割という形でお聞きしておりますけれども、今回のこの映画の第1稿、脚本を制作したということの負担金でありますけれども、これを経て30年度の予算では映画制作準備活動負担金25万円を町として負担をするということで予算計上しておりますけれども、1つに、今後のいわゆるクランクインまでの工程表といいますが、その辺がどのようになっているのか、あるいはまた、今後クランクインするとなると、一般的な映画制作の経費というのが3億円前後というふうに言われておりますけれ

ども、単純にこの1割といたら3,000万円ですからあれですけども、その点の収支計画を概算でどの程度見込んでいるのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それと、114ページ、ふるさと納税事業の関係でありますけれども、上段にはいわゆる寄附金額の受領件数、受領金額、合わせて5,336万7,100円の29年度の実績がありますけれども、予算的には多分1億2,500万円程度計上されておりましたけれども、結果的には5,300万円にとどまっておりますけれども、この下段のほうにふるさと納税事業に係るいろんな事業の内容として記載されておまして、4,334万6,580円の事業支出をしている内容となっておりますけれども、実は昨年度もこれは指摘しましたけれども、このふるさと納税事業に行う財源内訳が、28年度全額5,404万5,000円何がし、一般財源で支出をしております。それについては、本来ふるさと納税の寄附金で賄うべきという形で指摘をさせていただきました。

その結果、今回はその他財源で2,790万円、一般財源では1,544万6,580円と、一定程度改善をされておりますけれども、例えば、私、今までも何回も指摘をしておりますけれども、上士幌町は平成28年度の寄附金額が約21億円で、29年度が16億円余りを得ていますけれども、実は私、この中身について上士幌町にお聞きしたのですけれども、いわゆる寄附をいただいた方々に返礼品3割ですよ、それを出していると。当然そういった経費もかかる。ここにも書いてありますけれども、発送手数料ですとか、いろんな納税システムの保守点検、そういった部分だとか、あるいは上士幌の場合は件数が多いものですから、業者に委託をしてそういった発送業務、受付業務、こういったものを委託しております。したがって、町の職員を配置してやっていないという中なのですけども、この経費の取り扱いについては、返礼品とそれに係る経費、それから発送業務、人件費、これを一括、業者に委託をして、寄附金額からその経費を差し引いたものを基金として積み立てをしている。ご承知かと思いますが、従前は夢基金、これを積み立てて、例えば保育料、10年間無料にするということが2年前から大きく新聞報道でも出されておりますし、そのことによって移住の方が4年連続増えてきているという、そういった実績もありますけれども、今年度から夢基金、子どもたちの政策のほかに、いきがい基金、これはどちらかというと高齢者を対象にした、そういった事業展開、こういうことでいきがい基金を設けたということで、2本立てでこれからの上士幌町の住民のための政策を展開するという内容になっておりますけれども。

そこで、本町の例を出して、いろいろとお聞きしたのですけれども、要するに、寄附金の場合は、もらった金額から経費を引いて、残ったものを基金に積み立てする。これは当たり前であるというように指導を受けた次第でありますけれども、本町、28年度は全額一般財源でやっておりますし、29年度も7割程度改善されましたけれども、まだ一般財源で見えております。そういった意味では、やっぱりきっちと先進町の事例も踏まえて、そのような形で会計原則をきっちと改善していかなければならないと思うのですけれども、その点についてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） まず、映画の関係でございますが、映画のスケジュールの関係、それから実際の制作にかかわる分の経費の関係、2点かなと思いますが、スケジュールの関係につきましては、きのう説明しました11月14日に第1稿の脚本ができ上がってきましたけれども、その

後、具体的にどういう準備をしていくのかというのが、実際協議されるのかなというふうなことも思っておりましたが、映画制作する監督側の会社、実際、田中監督につきましては、聞いているところによりますと、今、映画を3本ほど手がけているというようなことも聞いておまして、ほかの仕事との絡みもあって、今回4町で制作する映画の部分については、スケジュール的には若干おくらしているのかなというふうには思っています。30年度の予算編成のときの際にも、向こうの会社のほうからは、脚本の第2稿分の予算がこれだけありますというようなことも来たわけですが、そこについても4町では今後どうするかという部分については協議もされていない、今後どうするかというのは、どういう準備をしていくかという部分で協議をされていない、調べていないということで、脚本の第2稿の予算についてはどの町村も予算計上していかないというようなことで統一しております。

実は、来週19日に映画の今後どうするかという部分で4町の担当者、それから田中監督の会社のほうの担当者2名が来て、今後どういう準備をしていくのかというような相談をする会議を予定されています。そこでももう少し具体的な今後のスケジュールが協議されるのかなというふうに思っております。

それにあわせて、映画に係る経費につきましても、一般的な大ざっぱな部分でどのくらいかかるかというような部分では、一般的な数字は示されていますけれども、今回4町で制作する予定でいる映画の部分についての見積もりについては、まだ実際されていないというのが現状でございます。

次に、ふるさと納税の関係でございますが、以前から経費を差し引いて積むのが妥当ではないかというお話をいただいておりますが、本町の場合、実際29年度からいただいた寄附金を積み立てて、それを29年度の事業に充て込んだという部分では、説明資料の115ページ、116ページに実際どの事業に充てたというふうに表示されていますけれども、その町村町村によって運営の仕方という部分についてはあるのかなと思います。上土幌については当年度でかかった部分も差し引いてという部分でございますけれども、本町の場合、寄附金の額と考えた場合、まず積み立てて、そして次の年に事業に充てていくという部分、それもごらんのとおり事業、それから返礼品に充てていくということで、人件費には充てていないというのが現状でございます。寄附いただいた方に対しても、どのように使われているのか、どういう事業に充てているのかという部分も示していく上でも、次年度以降に具体的な事業を示していくというのがベターなのかなというふうに考えているのが現状であります。

以上です。

1、委員長（北藤） 前崎委員。

1、委員（前崎） まず、1点目の映画制作なのですが、詳細はこれから詰めるということなのですが、既にこの事業というのはもう走り出しています、第1稿の脚本ができています。その準備で、30年度活動するための負担金を広尾町は負担しているわけなのです。いずれ当然、映画制作に入ると思うのですが、例えば、それまでの期間ですとか、専らそれに係る経費、当然、興行収入も一定程度見込めるとは思うのですが、例えば1億5,000万円とか、そういう部

分はどうしても必要だということであれば、1割で1,500万円ですね。過般の議論を見ていると、広尾町における今の財政状況では非常に厳しいなというふうに認識をするのですけれども、例えばその段階で、いや、広尾町ちょっと財政状況悪いので、この構成町村から抜けますということにはなり得るのかどうか、それらも含めて早急に詰めていかないと、ただ、最初は負担が少ないからこういう形で参画していますけれども、これが100万円単位の負担金がどんどん来るとなると、確かに広尾町の宣伝は一定程度していただけるのは大変有効だと思いますけれども、総体の負担額の費用対効果ということに関しては、まだまだ全貌が見えていない。そういった中では、いわゆる撤退することも視野に入れて財政状況を勘案してやっていく必要があるのかなと思うのですけれども、その点についてご説明いただきたいと思います。

それから、ふるさと納税の基金のあり方なのですが、以前も何回も同じようなこと指摘しておりますけれども、上士幌は当該年度で寄附金額から経費を引いた残りを、真水の分を基金に積み立てしているのです。私は会計年度から、そういった会計原則からいっても当然だと思うのです。広尾は何か一般会計が経費で落として、もらった寄附金は全部基金に積み立てているというようなことが当初ありましたけれども、それではやっぱり上士幌の事例から見ても全くおかしいことでもありますし、きのうもちょっと議論しましたけれども、まちづくりで700万円寄附金をいただいたと。これは要するに全額使えるというような認識だと思うのですけれども、例えば29年度に関していけば、もらった金額が5,300万円、経費が4,300万円、真水の部分でいくと、経費が8割弱ですから、2割ぐらいしか本当に基金として使える部分はないというふうに思うのです。その2割をそれぞれの目的別の、寄附目的に合わせて案分していくということになれば、例えば1,000万円もらっても200万円は使えるということになると思うのです。だから、その辺、上士幌町の先進事例を学んできちっとやるべきだと思いますけれども、その点についてもう一度ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 映画の関係でございますが、昨年11月14日に脚本が完成した後、監督と4町の町長がお会いして、今後どうするかという部分では、映画制作にはこのまま4町でいくということが確認されておりますので、はっきり申し上げて、この後、離脱することはないのかなというふうに思っています。昨年11月のときに判断した時点でございますので、今後は4町でつくっていくのかなというふうに思っているところでございます。

具体的に一般的な映画の収支ということで3億円、そしてその後、その収支の部分では国からの補助金、それから北海道からの補助金、それから協賛金、いろいろもろもろというような試算はあります。それで、今示されている部分では、自治体で3億円程度のものであれば8,000万円程度の助成金、助成金なのか出資金になるのか、そこもまだ決まっておりません。出資金となると、制作に対して要望もできますけれども、助成金となるとあくまでもお金を出しっ放しという部分もありますので、それをどうするかということもまだ決まっておりませんが、大枠、過去の例ですと、そういうような数字も示されている中で、4町でつくっていくということが合意されているところでございますので、今後、離脱はないのかなというふうに思っているところでございます。

2つ目のふるさと納税の部分につきましては、真水の部分を案分でというようなお話もされまし

たけれども、もしやるのであればそうなるのかなと思いますけれども、実際寄附者の方については目的を示して寄附いただいているわけです。それを今年、事業の部分について今年積んで来年度以降の事業展開に充てるということで示していますので、経費の部分だけ当年度で使うというのもどうなのかなというふうに思っておるところでございます。先進地の上士幌の例が全て正しいのかどうかというのも検証しながら、今後のあり方を考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

1、委員長（北藤） 前崎委員。

1、委員（前崎） 1点目の映画の部分ですけれども、いずれにしてもその詳細については把握していないということですから、希望的観測のもとでの説明かと思うのですけれども、例えば、道の補助金だとか、協賛金だとか、これは確定している部分ではなくて、あくまでも想定している範囲ですから、その部分の金額も当然明確ではない、協賛金も含めてそうなのですけれども、そのときにここまで来て途中で離脱できないということになれば、協賛金等の額が少なければ、構成町村の負担割合が当然増えてきますし、その辺は例えば事前に細かく協議することとあわせて、やっぱりその都度の内容について議会なり町民に知らしめるといったことも、今言ったように、この金額が非常に大きくなれば大変な状況に、広尾町の財政も圧迫するわけになりますので、その点も含めて、今後、協議を進めるべきだと思いますし、あと、ここで脚本第1稿と書いていますけれども、第1稿ということは、第2稿もあり得るのかと思うのですけれども、その点についてもあわせてご説明をいただきたいと思います。

それから、ふるさと納税の関係なのですけれども、寄附の目的別、当然指定しない場合と、それからいわゆる目的別に、例えば一般的には図書購入とか、老人福祉とか、目的を持って寄附される場合がありますよね。一般の寄附というのは、見返りがありませんから、当然全額とりあえず基金に積み立てしてという場合がありますけれども、このふるさと納税というのは、返礼品、これがまず前段にあるわけですね。これは広尾ばかりでなくて、過般、新聞に出ていましたけれども、大阪府のある市では130億円を超える寄附をいただいたと。これは返礼品3割を超えているということで、総務省もそれはいけないという指導をしているというふうに出ていましたけれども、このふるさと納税というのは、基本的には返礼品が前提で、当然経費、送料を含めて5割近くかかるというのは、納税者も寄附する方もわかっている前提でやっていると思うのです。

ですから、今、寄附者の目的があれだからということで説明されましたけれども、でも上士幌は厳密にそういった形で、かかった経費を除く真水を基金に積み立てしている、それがいわゆるふるさと納税の基金の運用の仕方だと思うのです。その辺は以前からそういう寄附目的についての使途があるからというようなことを説明されておりましたけれども、何回か指摘の上で今回は改善はしましたけれども、まだ全般的にはなっていないといった意味では、先ほど言いましたけれども、先進地の事例も参考にしながら、そういった会計のあり方、これは改善すべきだと思いますけれども、もう一度ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） まず、映画の関係でございますが、昨年、第1稿ができたときに

初めて監督のほうから私たちも聞かされたのですけれども、クランクインするまでに脚本を10回ぐらい書き直すというお話を聞かされて、えっと、そんなに10回も書き直すのかなというふうに思ったのですけれども、詳しく聞きますと、その地方地方の方言等細かいところもいくと10回までいくのですよというのを聞かされてびっくりしたところでございますが、実際、一番最初にお話あったときに、この映画をつくる、それから協賛いただくために各企業等を回って歩いて、その協賛が思わしくなければ映画制作そのものも取りやめるといようなことも最初に聞いております。それを前提に取り組むわけではなく、つくることを前提に取り組むわけですが、監督のほうから地元の熱意等も盛り上げてほしいといようなことも聞いております。10月14日には、えりも町のほうで田中監督の講演会も予定しております。それに今、10月の広報、それから10月に入ってから防災無線で流そうという予定はしておりますが、広尾町民の方にも田中監督の講演会を聞いてほしいということでバスの配車等も考えているところでございますので、少しずつ実現に向けて地元の企業を盛り上げて、実際たくさんの方が協賛していただければ地元の負担も少なくなるわけですし、先進地の例でいきますと町村の負担なり出資はここまでですよといようなことで最初から契約書にうたい込んでいる例もありますので、今後は4町で詳しく詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

ふるさと納税の部分につきましては、同じ説明になってしまうのかなというふうに思いますが、ただ、今、委員さんのお話の中であった部分では、返礼品が前提にあるという部分だけは、そこはちょっと誤解かなというふうに思いますので、寄附していただける方については、その町村を応援したい、ふるさとを応援したいという気持ちで寄附していただけるというのが前提でございますので、その部分だけはご理解のほうをいただきたいと思います。それら財源の運用の仕方等につきましては、繰り返しになりますが、先進地の事例が正しいのかどうか検証しながら、今後考えていきたいというように思っているところでございます。

1、委員長（北藤） 前崎委員。

1、委員（前崎） 3回でやめようと思ったのですけれども、返礼品が目的でないという、例えばそういった方もいると思うのです。例えば、よく今回の胆振東部地震なんかでも、厚真町等にかかわるふるさと納税、2日間で数十万円、短期間に集まったという話もありました。こういったものは当然、純粋に厚真町を支援したいという部分で返礼品のあれは求めていませんけれども、ただ、一般的にどこの町村のホームページを見ても、いわゆる返礼品の多寡でもって以前も競い合ってきていますけれども、この広尾の3,476件の中で何件程度、返礼品は要りませんと、純粋に寄附しますという方がおられて、金額的にどのようになっているのか、それについてご説明していただきたいのと、今はいいのですけれども、他の町村もそういった返礼品を求めないふるさと納税の寄附がどの程度あるのか、その点できれば担当として掌握してほしいと思いますし、とりあえず本町についての部分についてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 返礼品を辞退しますという方につきましては、29年度においてはおりませんというのが現状でございます。

1、委員長（北藤） 田中副町長。

1、副町長（田中） ふるさと納税の関係につきましてご質問いただいております。

町の考え方、担当課長のほうから、これは予算、前年の決算でも同じような答弁をさせていただいているところでありますけれども、委員さんと話を、ご質問をいただいて、考え方の相違といえますか、ご説明しているのは、ふるさと納税の制度と、今、委員さんが返礼品ありきのふるさと納税ということで、担当課長のほうからも今そういうお話をさせてもらいましたけれども、あくまでもふるさと納税でいただく寄附金については、この寄附金を返礼品で返す部分が、今、送料も含めまして5割程度ありますから、実際の手取りとしては1万円もらえば5割返すということで5,000円ぐらい、5割が手元に残るということで、中身を考えれば、それはそのとおりだと思います。もっと言えば、それに以外にも人件費がかかっておりますし、別な部分で目に見えない部分も考えれば、本当に2割とか3割ぐらいの手取りしかないということは、これは現実としてはそうだと思います。

ただ、今、担当課長も含めてお話しさせていただいているのは、このふるさと納税でいただいた寄附金というのが、それぞれ寄附者はそれぞれの寄附の目的を持って寄附をしていただいていると。それを町としては、その年度に積み立てをして、翌年度にそれぞれの指定の寄附に事業に充当させていただいていると、そういうやり方でやっている。先進地の上士幌町さん、確かにそういうやり方も当然あると思います。前段申し上げたように、総額の寄附からかかった経費を引いて残りをいろんな事業に充てているということ、それはそのとおりだと思います。それはそれでいいのですが、広尾町としては、今までそういうやり方をしてきておりますので、昨年ご指摘をいただいた部分で、例えば特に指定のない寄附金を財源にふるさと納税の財源に充当させていただいているということも改善をしながら、今後も改善できる部分については、先進地の事例も十分に勘案しながら、改善をさせていきたいというふうに思っておりますけれども、こんな広尾町のやり方の部分については、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

1、委員長（北藤） ほかに。

星加委員。

1、委員（星加） 私は水産商工観光、並みいる課長さんの中でも、雄谷課長は数多くの担当部署をやっておりますが大したものだなと、こう思って、私の年であなたを尊敬するというわけにはいかないかしらん。しかし、優秀な職員であるということ。

1つ聞きたいことは、若い人たちが企業を創造して、それに200万円貸すというか、くれるというか、その制度がありますね。これはどうもだんだん厳しくなって、保証人をつけるとか、こういうことになっていくと、せっかく若い人が起業を発想しても保証人がいないとか、そんなことになるとせっかくの発想が、町が最初発想したことから相当話がずれてしまう。ですから、もう少し幅を広げて、それこそ縮める、厳しくするのではなくて、もっと幅を広げて、広尾町の活性化に寄与する方々に融資をするというか、くれてやる、こういうふうにされないものかどうかお聞きしたい。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 今お話ありました起業家支援事業の補助金につきましては、当初

の目的としまして、新たに事業を起こしたい方への呼び水になってほしい。それともう一つ、新たな雇用が生まれてほしいという、この2つの大きな目的で当初スタートしたところでございます。

実際、27、28、29と3年間この補助金をやってみてどうだったのかということ踏まえまして、29年の10月だったかと思います。商工会の正副会長さんとお会いして、3年間の実績等を踏まえて、当初のこの2つの目的とは若干ずれているなというようなところを確認させていただきまして、今後どうしたら、今後というのは30年以降どうしたらいいかというようなことで相談させていただいたところでございますが、商工会の正副会長さんから、少しでも改善するところは改善していただいたとしても制度としては残してほしいというような強いご要望もあったところでございまして、そういう中で本町の財政状況、本年度から行革の新たな取り組みも始まっているというような現状から、30年度に大幅に改正をさせていただきました。

お話があったように、かなりハードルが高くなったというのが現状でございます。今年度、問い合わせ的には2件ほどありましたけれども、まだ実際、申請の段階にはなっていないというような状況でございます。今お話ありました広く拡大すべきではないかというところでございますが、過去の汚点等もございまして、こういう形で制度改正なったというところをご理解いただければと思うところでございます。

1、委員長（北藤） 星加委員。

1、委員（星加） 課長、変更するのを商工会に丸投げしている。どうですか。その辺から問題を起こしている。そして、厳しくしていくのは、まだ貸し付けして返済にならない人の、あるいは企業として成り立たないのでバンザイした人もいるやに聞いていますけれども、これからもそれぐらいの犠牲を払ってでも、商工会に丸投げするのではなくて、町が積極的にその制度をもっともっと発展させる必要がある。縮める、借りづらくする、保証人をつけなさいとか。若い人はなかなか起業を目指すのに保証人をつけるというのは難しい。そういうことを最初、発足したときに検討されて今日に至る。それが別に問題を起こしたところは余り聞いていないのにもかかわらず、だんだん厳しくして保証人をつける、ああせ、こうせ。これでは、せっかくの制度がゆがんでしまう。もっとそういう若い人たちが発想したことに対して、もっと力強い支援をするためには、そんなけなことを言わないで貸し付けを、貸し付けというのか、くれてやるというのか。

そして、広尾の今日の、今大変ですよ。ずっとあなた、商工行政を担当しているのだから、本通から裏通り、また、そのほか見てみなさい。空き家がべらぼうにある。半端ではないのだよ。大変だ。そして、時々売りに出す看板を立ててありますけれども、売れない、買ってくれる人がいない、こういう状況にある。

だから、もっと幅広く広尾が今後の発展していく礎をつくってもらう人たちが起業を目指す、こういうことにはもっと幅を、縮めるのではなくて、借りづらくするのではなくて、借りやすくする必要がないか、その点。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 非常に正直申し上げまして、答えづらい、説明しづらいところでございますが、事務方としましては、制度改正した部分につきましては、町指導で制度改正させて

いただきました。商工会さんからは制度としては残してほしいということでございましたので、制度改正する部分については町指導での考えを示したところでございます。事務方としては、町内の活性化のことを考えますと、少しでも多くの方に起業していただきたいという気持ちは重々ございますし、応援したいという気持ちはございます。ただ、過去に失敗した例、それから広尾町の財政状況等を考えた場合、補助金を半額にせざるを得なかったということが現状でございます。

今後、町の声聞きながら、今後どうしていきたいかというのは、時間をかけて考えていきたいというふうに思っているところでございます。

1、委員長（北藤） 星加委員。

1、委員（星加） 本通をはじめ裏通り、まだあそこの空き家が幾らぐらいあるかわかっていますか。どれくらい空き家があって、今、ひょっとしたら倒れるのではないかと、潰れるのではないかと、けが人が出るのではないかと、こういうところがあるの。そういうことをちゃんと調査されているか。大変な空き家あるのだよ。だから、そういうところを、これから若い人たちが、広尾町を担っていく人たちです。それには、もっと幅を縮めて借りづらくするのではなくて、もっと借りやすくして、そして広尾町の発展に寄与してもらおうと。もう一度その点について答弁してくれないかな。説明して。

1、委員長（北藤） 田中副町長。

1、副町長（田中） 星加委員からの起業家支援の関係でございます。

おっしゃられるように、起業する方の応援をするということで28年から実施をしている事業でありますけれども、いろんなご議論をいただいて30年度から若干縮小といいますが、補助金額、それから借りの要件等も若干厳しくさせていただいているところであります。

委員からご指摘のあったように、いろいろ本通商店街も含めて町のにぎわいがなくなってきているという部分、町としても認識をしているわけでありましてけれども、この起業家支援の部分に関して申し上げれば、当然税金を使つての補助金でありますので、過去に、今、課長からもありましたように、補助をして、途中で閉店をされたということで、その回収が、今、回収をしておりますけれども、そういったこともあって、保証人をつけるとか、あるいは本当に新規事業、新しく事業を起こす方に限定をしたりとかという部分で改正をさせていただきました。

委員おっしゃるように、町の活性化をこれからどうやって図っていくのかということ、大変重要な問題でありますので、商工会、それから、関係機関とも協議をしながら、その辺も含めて協議をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 星加委員。

1、委員（星加） そういう借りづらくしていく。なぜ。保証人をつけなさい、そんなことをすることは私は賛成できないと言っているの。それを今まで貸してやってトンズラしたり、おかしくなったりということなんかないでしょう。ただ滞って頭を下げていた人がいるかもしれない。けれども、それも、もう少し返済するのを待ってください、誠意ある返事が来ていると私は聞いている。だから、そういうことですから、もっとその制度を借りづらく、一生懸命、支援があるのかないのかわからんけれども、そんなことをしないで広く借りやすく、貸してやれる、くれてやれる、こう

いうふうにして広尾町の活性化に寄与する、私はこういうことの必要があると思っている。それを、ああでもないこうでもないといって借りづらく借りづらくと。いや、貸したやつだから、返してもらわなければならないよ。保証人をつけるとか。そういう人が、若い人がよそから起業家として入ってこようとしても、そういうのはハードルが高くて越えられないではないですか。

だから、もっと低くして、今、新生のほうに農家の方が新たな喫茶店みたいなことをやって、私はまだ行ったことはありませんけれども、大変繁盛していると、こういうふうに聞いているのです。だから、例えばそういう人にとって、その人は借りたかどうかわかりませんが、そういう人に積極的に、商工会が窓口になっているのです。商工会が窓口で積極的にその活用を、わずか200万円、されど200万円、大金です。それをもっと幅広くお使いをいただくという趣旨で発足したことのですから、ぜひとも今後もっと検討して、借りづらくするのではなくて借りやすく、もっと借りやすくするような制度に改善していく考えはないかどうか、それだけ。

1、委員長（北藤） 田中副町長。

1、副町長（田中） 星加委員からのご指摘であります。

誤解をされていたら困るのですが、この起業家支援の関係については、貸付金ではありませんで、補助金でございます。以前は200万円を出した部分について貸付金ではありませんから返すということではございませんけれども、その事業の目的が達成されない場合に、返還をしていただくということで、その補助金の要綱で定めているものであります。一部の方でその事業が達成されないということで返還を求めた経緯があって、今回この改正の中で保証人をつけるというような改正を行ったところであります。

今、委員からいろいろご指摘をいただいた点、また、議会の皆さんにもご相談をさせていただいた中で、改善できる点があれば検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

1、委員長（北藤） 星加委員。

1、委員（星加） 副町長、議会に相談するなんてうまいことを言っているけれども、一言も相談なんて預かったことない。いいですか。今度から相談するのか。私は、そういうことを言っているのではないのだ。相談してくれとかではなく、もっと広尾町の発展に寄与するような企業に対して、貸し付けるのか、くれてやるのかわからんけれども、そうあってほしいと。そのように検討して保証人をつけるとか、ああせいとかいう、やりづらくなって借りづらくなる、そういう制度にしないで、もっと幅を広げてくださっているのだ。議会に相談するなんて今まで1回もない、そんなもの。

1、委員長（北藤） 田中副町長。

1、副町長（田中） 役場内部でも商工会とも相談しながら、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

休憩に入ります。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

再開いたします。

次に、審査番号 6、7 款土木費を審査いたします。決算書は146ページから159ページ、主要施策等説明資料は117ページから129ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

小川建設水道課長。

1、建設水道課長（小川） 主要な施策等説明資料の117ページをお願いします。

7 款 1 項 3 目街路灯費の事業番号 1、街路灯の管理及び整備の（ 2 ） 街路灯新設事業です。街路灯新設工事は、電柱を含む街路灯の新設 4 基と、その 2 のほうでは灯具の新設 2 基となっております。

次に、119ページです。

7 款 2 項 1 目道路橋りょう維持費の事業番号 1、道路維持事業の（ 5 ）です。道路工事調査設計委託につきましては、道路整備計画に基づき道路改良工事に係る調査設計委託業務と用地確定測量委託業務を実施したものです。

次に、（ 6 ） 維持補修工事につきましては、町道区画線設置工事ほか町道の維持補修工事を実施したものです。

次に、120ページ、（ 7 ）の道路舗装工事につきましては、並木通東 3 丁目第 2 号幹線道路改良舗装工事ほか 2 件の道路改良舗装工事を実施したものです。

次に、2 目道路新設改良費の事業番号 1、社会資本整備交付金事業、（ 1 ） 橋梁補修設計委託事業につきまして、橋梁の長寿命化計画に基づき、橋梁補修設計委託業務を実施したものです。

（ 2 ） トンネル・シェッド点検委託事業は、黄金トンネルと覆道、重蔵トンネルと覆道につきまして、道路法による法定点検を実施したものです。

（ 3 ）の橋梁補修事業については、橋梁長寿命化計画に沿いまして中楽古橋の補修工事を行ったものです。

次に、121ページ、（ 4 ）の橋梁点検業務は、町道にあります橋梁91橋につきまして、道路法による法定点検を実施したものです。工事概要、工事費等は、記載のとおりです。

次に、125ページをお願いします。

7 款 4 項 2 目都市計画施設費の事業番号 1、都市公園改修事業、（ 1 ）の都市公園改修事業につきましては、公園の長寿命化計画に基づき、老朽化した四阿あるいは木道等の改修を実施したものです。工事概要、工事費等は、記載のとおりです。

次に、128ページをお願いします。

7 款 5 項 2 目、事業番号 3、公営住宅の維持補修事業の（ 3 ）につきましては、広尾町公営住宅

等長寿命化計画の見直しを行いまして、今後10年間の長寿命化計画を策定したものです。

(4) 公営住宅用地の分筆測量につきましては、丸山通北4丁目の公営住宅用地の一部を小規模多機能型居宅介護事業所用地として売却するため、行政財産から普通財産に移管するために分筆測量を行ったものです。

7款5項1目、事業番号4、公営住宅屋根外壁等改修事業につきましては、(1)から129ページの(4)まで、6件の改修工事を実施したものです。事業概要、事業費等については、記載のとおりです。

次に、2目公営住宅建設費の事業番号1、公営住宅整備事業です。錦町団地公営住宅の建てかえ事業を実施したものです。事業概要、事業費等については、記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長(北藤) 森谷港湾課長。

1、港湾課長(森谷) 港湾関係につきまして、補足説明させていただきます。

決算書の336ページ、お開きをお願いいたします。

財産に関する調書、3番目、債権で2行目、地域総合整備資金貸付金の関係でございます。平成21年度に地域総合整備財団を経由いたしまして、ひき船建造事業に貸し付けしたものでございます。償還額及び年度末現在額は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

1、委員長(北藤) 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。7款土木費に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員(前崎) 説明資料の126ページ、住宅管理費の関係でありますけれども、この中で公営住宅等の応募状況、29年度は36戸に対して10人ということで、応募倍数、0.28倍となっておりますけれども、近年、特に人口減少等々もございまして、この入居率も下がっているとは思っておりますけれども、例えば栄町の公営住宅の3階建てでは、従前ほとんどが入居されていましたが、近年は、あるフロアでは16戸のうち8戸しか入居していない。2分の1の入居率だというフロアもございます。

そういった中で、例えば、1つには、あくまでも希望が前提ですから時間もかかるかとは思いますが、集約化することによって、いろんな管理コストあるいは地域の方のコミュニティの増大が図れる、そういった一面、それから実は公営住宅に入居されている方の冬期間、例えば除雪費、それから夏期間では草刈り、こういったものを委託して、そのかかった経費を皆さんで案分をするという形でやっているみたいですが、入居者数が少ないと割り返す分母が少なくなるものですから、従前の倍近い費用になったとかという方もおられました。

そういった意味では、一朝一夕ではできない部分でありますけれども、これらの公営住宅の管理運営については、そういったことを見通して、今後の入居等の取り扱いをすべきかどうかということで、その辺どのように検討されたか、ご説明いただきたいと思います。

1、委員長(北藤) 小川建設水道課長。

1、建設水道課長（小川） どの団地からも、空き家が多いことで、特に供用費に係る費用の案分等が負担なのだということは聞こえております。

ただ、どうしても今、入居希望者が少ない状況にありまして、錦町団地中心に建てかえ等でもって公営住宅の見直しをしているところですので、ちょっと栄町団地、まだ新しいのですけれども、そちらのほうにまで至っていないというのが現実です。

あと、希望があればということで、集約等も考えないわけではないのですけれども、現状600を超えるような公営住宅を抱えておりまして、集約が各団地ごとに限っても、ちょっと今、難しいかなという状況になっています。

以上です。

1、委員長（北藤） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号7、8款消防費を審査いたします。決算書は158ページから163ページ、主要施策等説明資料は130ページから133ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

西内総務課参事。

1、総務課参事（西内） 決算書160ページ、161ページをお開き願います。

予備費の充用の件でございます。上段にあります1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金で措置していました光通信費で8万2,000円の不足が生じたので、予備費にて整理をさせていただきました。

続きまして、不用額の件でございます。2目非常備消防費、9節の旅費におきまして、120万1,162円の不用額を生じたものでございます。このことにつきましては、主に団員の出勤回数が見込みを下回ったものでございます。

続きまして、主要な施策説明資料133ページをお開き願います。

上段にあります事業番号1、耐震性貯水槽新設工事でございます。豊似小学校改築工事に伴う防火水栓の移設工事に当たり耐震性貯水槽の整備をし、防災力の強化を図ったものでございます。事業費につきましては、記載のとおりでございます。

中段にあります事業番号2、高規格救急自動車更新事業でございます。老朽化しました高規格救急自動車の更新事業で、緊急消防援助隊の登録車両とし、整備をさせていただいたものでございます。事業費につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

下段にあります事業番号3でございます。物品売り払いについてでございます。事業番号2で説明をさせていただきました高規格救急自動車の更新に伴いまして、旧車両を売り払ったものでございます。売り払い額につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。8款消防費に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号 8、9 款教育費を審査いたします。決算書は162ページから197ページ、主要施策等説明資料は134ページから181ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

山岸管理課長。

1、管理課長(山岸) 教育委員会関係の管理部分についてご説明をさせていただきます。

初めに、不用額と予備費の充用であります。

決算書のほう、162ページ、163ページをお開きください。

中段の 9 款 1 項 2 目 3 節職員手当等についてであります。118万5,654円の不用額が生じております。これは主に時間外勤務手当で116万4,660円の不用額となっております。要因としましては、新規事業の開始年度が31年度になったことと、振りかえ休日に対処したこと、効率的な業務執行に努めたこととあります。

次に、166ページから167ページをお開き願います。

中ほどになりますが、9 款 1 項 4 目11節需用費において、62万7,122円の不用額が生じました。これは、主に修繕料10万3,056円、スクールバス等消耗品16万975円、要因でございますが、修繕料については簡易なものについては巡回公務補において対応でき、業者への修繕依頼が減少したこと、あとスクールバス等の関係については、修理の発生状況が少なかったことによる執行残でございます。

次に、168ページから169ページをお開き願います。

9 款 2 項 1 目11節需用費において、87万4,432円の不用額が生じております。これは主に消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費となっております。消耗品については経費節減、燃料費についても使用料抑制に努めたことと、印刷製本費については、定額カラープリンターの導入により外注印刷の減少、光熱水費については使用料の抑制に努めたことでございます。

次に、170ページ、171ページをお開き願います。

9 款 2 項 2 目20節扶助費の就学援助費において、予算に不足が生じ、49万8,000円の予備費の充用を行ったものでございます。

次に、172ページ、173ページをお開き願います。

9 款 3 項 1 目11節需用費において、62万7,886円の不用額が生じております。要因は、燃料費、光熱水費の不用額でございまして、使用料の抑制に努めた部分でございまして。

次に、同ページ、9 款 3 項 1 目12節役務費の廃棄物処理手数料で55万5,000円、同じく13節委託料、P C B 廃棄物運搬委託料16万2,000円の予備費の充用を行ったものでございます。これは広尾中学校変圧器等改修工事により取り外した変圧器 3 台に微量の P C B 含有が検出されたため、速やかに処理が必要になったことでございます。

次に、174ページ、175ページをお開き願います。

9 款 3 項 2 目20節扶助費の就学援助費において予算に不足が生じ、92万8,000円の予備費の充用を

行ったものでございます。

次に、繰越明許費について説明をさせていただきます。

決算書、戻りまして、168ページから169ページをお開き願います。

9款2項1目13節豊似小学校改築工事監理委託料8万7,000円についてと15節豊似小学校校舎改築工事について、1,486万6,433円を翌年度に繰り越しております。繰越理由といたしましては、平成29年度に豊似小学校改築工事に着手し、予算残額を継続費として平成30年度に繰り越したためでございます。

次に、成果説明資料のほうをお開き願います。

初めに、140ページをお開き願います。

一番下の表、広尾高校生徒下宿費助成事業で282万円でございます。広尾高校へ下宿により通学する生徒の保護者へ、部屋代として月額5万円を上限として助成するものでございます。

続いて、141ページ、事業番号3、教員住宅整備事業の一番下の表の教職員の住宅環境整備状況で、教員住宅改修工事から教員住宅営繕までの4件、549万6,079円でございます。住環境の整備を図ったものでございます。事業概要と事業費、財源内訳は、記載のとおりでございます。

次に、144ページ、事業番号4、学校施設整備事業でございます。小学校の施設整備事業でございますが、一番上の広尾小学校改修工事から一番下の広尾小学校屋内消火栓ホース修繕業務までの3件、学校施設の環境の向上と保全を図っております。事業概要と事業費、財源内訳は、記載のとおりでございます。

次のページ、145ページ、事業番号5番、学校施設改築事業、一番上の段、豊似小学校校舎（第1期建築主体）工事から豊似小学校校舎改築工事監理委託業務でございます。耐力度が不足している豊似小学校校舎の改築に向けた工事を行っております。事業の概要、事業費は、記載のとおりでございます。

続きまして、148ページをお願いいたします。

事業番号3、廃棄物処理運搬事業でございます。広尾中学校の変圧器等改修工事により取り外した変圧器3台に微量のPCB含有が検出されたため、速やかに処分をしたものでございます。事業の概要、事業費は、記載のとおりでございます。

次に、150ページ、事業番号5番、学校施設整備事業でございます。一番上の広尾中学校改修工事から一番下の広尾中学校小便器洗浄管修繕業務までの5件、学校施設環境の向上と保全を図っております。事業概要と事業費、財源内訳は、記載のとおりでございます。

次に、152ページ、事業番号2番、クラウド教材の導入でございます。クラウド教材の使用料であります。パソコンやタブレットを用いて、N T Tの配信教材により、生徒の学力向上を図ったものでございます。

以上、不用額、予備費、主な事業のご説明をさせていただきました。

1、委員長（北藤） 早川社会教育課長。

1、社会教育課長（早川） 社会教育費分について説明をさせていただきます。

まず、決算書の182ページと183ページをお願いいたします。

183ページの上段、工事費にかかわります不用額の関係でございます。70万2,400円、不用額となっておりますが、主なものは、備考欄にあります豊似公民館解体撤去工事費70万2,000円が不用額となったものであります。内容なのですけれども、豊似公民館撤去工事に伴いまして、工事契約後の施工段階において仮設工事費に設計変更が生じたため、契約金額が減額となって70万2,000円が不用額となったものでございます。

次に、予備費の関係でございます。

決算書189ページとなります。お願いいたします。

189ページ下段、保健体育費、2目体育施設費の需用費のうちの修繕費8万8,000円という充用のものでございます。申しわけございません。備考欄に記載漏れがございまして、189ページの予備費、備考欄の下段、下から7段目の修繕料の下に「予備費より充用8万8,000円」と記入をいただければと思います。申しわけございませんでした。充用額の内容なのですけれども、スキー場で使用しておりますスノーモービル、これがオープン前に故障いたしまして、緊急に修理する必要性が生じたため、予備費から充用を行ったものでございます。

次に、新規事業であります。

新規事業のほう、説明資料の163ページとなります。

公民館費、事業番号1、公民館管理運営事業となります。このうちの(3)番と(5)番でございます。新規事業としましてなっております。音調津総合センター改修工事、これにつきましては、アスベストの除去工事を実施しているものでございます。

それから、(5)番目は、豊似公民館の解体工事でございます。老朽化のため未使用となっていた公民館を解体撤去したものでございます。事業費は、記載のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、以上です。

1、委員長(北藤) 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長(山岸) それでは、私のほうから学校給食費につきまして説明させていただきます。

初めに、決算書の192ページ、193ページをお願いいたします。

9款7項1目11節需要費で、75万4,188円の不用額を生じております。主な要因としましては、電気料、水道料、修繕料などの執行残によるものであります。

次に、194ページ、195ページをお願いいたします。

下段のほうになります。16節原材料費に45万円の予算流用を行っております。理由としましては、野菜などの原材料の高騰が続いたことによりまして、予算に不足が生じ、需用費より予算流用したものであります。

次に、18節備品購入費で38万9,000円の予備費充用を行っております。検食保存用冷凍庫購入費として38万8,800円を支出しております。理由としましては、既存の検食保存用冷凍庫が老朽化により故障し、保存食の保存ができなくなったため、早急に対応する必要があり、予備費を充用したものであります。この冷凍庫の購入については、主要な施策の説明資料にも掲載しております。

次に、主要な施策について説明をさせていただきます。

説明資料の180ページをお願いいたします。

事業番号2番、学校給食施設維持補修事業であります。学校給食センターボイラー等取りかえ工事であります。蒸気ボイラー、温水ボイラー及び関連設備の老朽化に伴い、更新したもので、安定した給食の提供及び施設の維持管理を図ったものであります。事業費については、記載のとおりであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。9款教育費に対する質疑の発言を許します。

浜頭委員。

1、委員（浜頭） 成果報告の161ページ一番上、ここに（4）シーサイドの自然調査委託とあるのですが、まずは事業費ですかね。これ、いつも30万円と事業費あるので、その内訳をお聞きます。

それから、2点目、同じく成果報告175ページの、これも一番上ですね。（3）町民プールの利用状況とあるのですが、これ上から広尾、豊似、音調津とあるのですが、利用者数を日数で割り返すと、上から58.3、8.29、そして一番下だと0.846人となるのですが、ここは前年も割り返した数字が2人となっておりまして、それが今年はもう1人を切ったということで、どうなのでしょうね。今後についてどのように考えているのかをお聞きます。

以上、2点お聞きます。

1、委員長（北藤） 早川社会教育課長。

1、社会教育課長（早川） （4）のシーサイドの自然調査委託の関係でございます。この事業費につきましては、先生との生徒さんの旅費が大部分でございまして、その旅費の部分が約20万8,000円、それに伴います消耗雑費として約7万円、合計27万円で消費税込みで30万円という形で業務委託をさせていただいているものでございます。

それから、プールのほうでございます。

町民プールなのですが、広尾、豊似、音調津と営業させていただいておりましたが、音調津のプール、これが前年と比較しましても半数以下になってしまったというような状況になってございます。こういう関係もございまして、音調津プールにつきましては、30年度からは開放しない方向で、休止とさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 浜頭委員。

1、委員（浜頭） ほとんどが旅費ということで理解はするのですが、ちょっと待ってください。事業の成果があるのですが、「北海道大学大学院地球環境科学研究院への委託によりオオバナノエンレイソウを軸としてシーサイドパーク地区の自然環境を調査研究した」とあります。調査研究したわけですから、もし我々でも、見られるものとか、何か報告書等とかですかね。余り見たことないので、この成果物的なものなど、どこかで見られるのかなという気もするのですが、見られるのであれば教えていただきたいと思います。お聞きます。

それから、2つ目はプールですね。プールはもう1人を切ったということで、今年は開放しなかったということで理解しました。

1点目だけ、もう一度お願いします。

1、委員長（北藤） 早川社会教育課長。

1、社会教育課長（早川） シーサイドの自然調査の関係です。

一応、契約書上も報告書を出していただけるということになっておりますので、報告書は出していただいております。教育委員会のほうに手持ちしておりますので、いつでもごらんになれると思います。

よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 浜頭委員。

1、委員（浜頭） 報告書はあると。教育委員会のほうにあるということですね。誰でもいつでもは見られないと。もし、せっかくのあれですから、余り行くのもあれですけども。

（不規則発言あり）

それを……

1、委員長（北藤） 暫時休憩。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

再開します。

浜頭委員。

1、委員（浜頭） 途中で切れたので、もう一回ちょっと聞きますけれども、報告書はあるということで、それは教育委員会のほうにあるという答えだったと思うのですが、せっかく毎年毎年研究されて報告書もあるのであれば、もう少し一般の人にも見られるような方法は考えておられるのかをお聞きます。

1、委員長（北藤） 早川社会教育課長。

1、社会教育課長（早川） 報告書でございますので、一応公文書の扱いとなりますので、公開条例等々に基づきまして、申請いただければ公開させていただくと。

それと、この関係については、オオバナノエンレイソウ、全国的にも珍しい群落地ということでパンフレットの作成もさせていただいておりまして、それを学校のほうに配置しておりまして、観光学習等に使っていただいているという部分もあります。詳しくは、済みません。管理課長のほうから説明をさせていただきます。済みません。申しわけありません。

1、委員長（北藤） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 関連でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

今、早川社会教育課長からご説明のあったオオバナノエンレイソウのパンフレット、冊子のほうを北大の大原教授の協力のもと作成しております。そちらのほうを利用して、広尾中学校の環境学

習ということで、オオバナノエンレイソウの播種、種をとって、中学校の前庭に植えて、さらにそれを2年後に植えかえて、植え戻して、オオバナノエンレイソウの環境を広げていくというそういった事業もっております。パンフレットのほうは教育委員会にございますので、今後、役場内等の掲示物の掲示のほうに置かせてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） ほかに。

萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） 説明資料の162ページ、事業ナンバー8の社会教育関係団体補助事業でご質問します。

広尾サンタランド・ジャズスクールのことですが、財源内訳、その他の50万円はどういうお金がちょっとお聞きしたいと思います。

あとは、楽器を購入するには大変親の負担になっておりまして、なかなか買えなくて、用意できなくて、やっぱり途中でやめてしまうお子さんがいらっしゃるそうです。そういった場合は、やっぱり親の負担を極力なくするように、楽器などを用意できるような宝くじのコミュニティ助成事業といったものがあるのですが、そういったところが相談窓口になって受けることはできないのか、また、そういったことで、そういうお子さんたちに対してのお話、そういうふうに持っていくような相談はしていないのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

それと、説明資料の176ページの事業ナンバー1の体育施設管理運営事業として、（6）コミュニティグリーンパークにおいて一応ソフトボール、サッカー、陸上競技など盛んに行われているようですが、春先になりますと、物すごい鹿のふんが入っているようですね。それはいたし方ないとしても、たまに犬がそこに入って、遊ばせている飼い主さんがいらっしゃるのです。ですから、なるべくそこに入らせないような立て看板なり、設置したらどうかかなということです。

以上です。

1、委員長（北藤） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 1件目のジャズスクールの関係ですけれども、これ昨年もお質問いただいたところですけれども、いろんな形で子どもたちが自分たちの意思を持ってそのスクールに入って、お話ありましたように、直接自分の楽器を持って参加しているところなものですから、基本的にはなかなかグループのほうでそれを支援するということにはなりませんので、ただ、お話ありましたように、コミュニティ関係のそういった助成ですとか、いろいろ情報を張りめぐらす中で、少しでもそういう支援ができるものがあれば情報を伝えて、そしてできるだけ負担がかからない形で参加できるような、そんなような条件整備もいろいろ調査してまいりたいというふうに思っております。

それと、2点目のコミュニティグリーンパークの関係です。

これも私、帰り道なものですから、時々、一度お話ありましたように、犬の散歩をして放し飼いにされているときがあるものですから、ご注意をさせてもらったこともありますが、今お話ありましたように、いろいろな鹿のふんもありますけれども、子どもたちが日常的に、また、夜間も通して利用させていただいておりますので、そのところはお話ありましたように、きちんと注意啓蒙、看板等の設置も考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） ほかに。

旗手委員。

1、委員（旗手） 説明資料の148ページです。それから152ページ、就学援助の認定率がそれぞれ載っていますけれども、小学校、中学校合わせて19.6%の認定率となっています。これは27年度の決算のときには21.7%、平成28年度は22.1%、29年度は19.6%というふうに下がっているかと思うのですが、その理由について説明をしていただきたいと思います。

それから、十勝管内では認定基準はそれぞれの自治体によって違うのですが、上士幌は1.3倍ですが、認定率は19.5%です。池田町は認定基準が1.5倍で21.9%、帯広は1.3倍の認定基準で22.1%と、それぞれ基準も違うのと、同時に認定率も違うという例があります。周知の仕方ですか、いろいろ理由はあるかと思うのですが、本町でもこの認定率を引き上げるための努力といえますか、工夫といえますか、どのようなことが検討されてきているのか、説明をお願いいたします。

それから、180ページです。

学校給食費の関係でお聞きします。未納額が64万7,840円ということで、前年と比べて26万7,080円と大きな金額になっています。これは昨年の決算委員会のときにも20数万円の未納というのは非常に大きいので、その理由をきちんと確認して、例えば就学援助を利用できる、そういうものであれば、未納としないで、就学援助を受けていただくということで解決できるのではないかとということで、検討するように指摘をしていたところなのですが、逆に今回のこの決算で増えているということです、そのあたりの事情といえますか、理由について説明をお願いいたします。

1、委員長（北藤） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 旗手委員の質問に説明をさせていただきます。

今年度、小中合わせて認定率が19.6%ということで、前年度、前々年度と比較すると減少しているということで、その内訳を調べましたら、児童扶養手当対象世帯数が4件の減、非課税世帯数が1件の減、低収入対象世帯数が1件の減ということで、こちらの要因で減少しているということが考えられます。

それと、認定基準率が上士幌町では1.3倍ということで、低収入のところ、低いにもかかわらず認定率が19.5%、帯広市も同じく22.1%ということで、こちらのほう、どのような周知をされているかは、各町村の実態は押さえておりませんが、私どもも平成29年度から30年度の入学準備金の前倒し支給もしております。1月、入学時健診のときには、そういった説明文を出させてもらっております。あわせて、4月にもそちらのほう、就学援助の説明を出させてもらっております。あと、関係機関、窓口とも連携して、世帯等の移動があった場合は、速やかに住民票が教育委員会のところに来まして、そのような案件の場合は、こちらからご相談に窓口に出向くといった形で、29年度も途中で4世帯の方が条件変更になって就学援助の対象となっております。今後もこのような形で周知に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

1、委員長（北藤） 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（山岸） それでは、私のほうから過年度分の給食費の未納についての

説明をさせていただきます。

この64万7,840円の内訳でございますけれども、5世帯分でございますして、今回50万円以上になった理由として、昨年度未納となっていた方が広尾町外に転出しまして、その後、住所変更等で連絡がとれない状況で、今、未納の状態になっているということでございます。

それから、この5世帯についての就学援助等の状況ですけれども、このうち1世帯が就学援助の申請はあったのですけれども、認定基準に該当しないということで就学援助を受けていないということでございます。

以上でございます。

1、委員長（北藤） 旗手委員。

1、委員（旗手） 就学援助の関係ですけれども、途中で支給もあったと。周知もしているということですが、それぞれ認定基準と、それから認定率というのは一緒ではないのですよね。やっぱり認定率の高いところは、それなりの住民の周知がいつているから高くなっているのではないかなというふうに思うのですよ。歳入は後で出てきますから、そこで議論をしようと思うのですが、町民の収入、所得はよくなっているという状況には全体としてなっておりませんので、やっぱり子どもを学校に通わせている、そういう世帯は大変になってきているだろうなということは、決算の数字を見てもわかるわけで、やはりそこに寄り添った、せっかくこういういい制度があって、広尾町は管内でも高い認定基準を持っているわけですから、それに見合った結果が出るような周知の仕方、工夫するところがあるのではないかなと思いますので、その点について改めてお聞きをします。

それから、学校給食の関係では、町外に転出してしまった方の分のこの金額が大きいということでは捉えてよろしいのでしょうか。今、広尾で通っている子どもたちの中の未納ということはここには含まれていないということですか。その辺について中身をもうちょっと説明してください。

1、委員長（北藤） 昼食のため、休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 旗手委員の質問に説明をさせていただきます。

周知の方法ということで、私どもも、先ほど私のほうから説明はしていなかったのですが、ホームページに就学援助の制度の説明及び申請書を掲示しております。先ほど少し触れましたけれども、今年度は入学準備金の前倒し支給ということで、その部分、広報のほうにも載せさせてもらっています。

今後も就学援助の認定率の高い町村、どのように周知しているか参考にしながら周知してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

1、委員長（北藤） 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（山岸） それでは、過年度分給食費未納の64万7,840円、全体についての説明をさせていただきます。

未納者数の5世帯については、これは変わりありません。内訳につきましては、この5世帯のうち2世帯については、平成25年と昨年度に町外に転出し、その後、住所変更等により連絡がとれない状況となっているものでございまして、特に昨年転出した方について未納額が一番大きくなっております。そのほかの3世帯につきましては、そのうちの1世帯については、今現在も小中学校、児童生徒が通っておりますけれども、そちらのほうの就学援助の申請については、先ほども説明しましたけれども、申請はありましたけれども、認定基準に該当せずという世帯でございまして。残りの2つの世帯につきましては、既に中学校を卒業されている世帯でございまして、古い給食費の未納分となっております。

以上です。

1、委員長（北藤） 旗手委員。

1、委員（旗手） 給食費の関係なのですが、5世帯が未納になっていて、2世帯は転出して住所がつかめないと。その残りの3世帯のうちの1世帯は、就学援助の基準に該当しないということだったので、それは収入が基準からはみ出るといことなのか、収入はもちろんですけれども、家庭の事情ですとか、そういうことで考慮できる範囲を超えているということなのか、その辺についてもう少し説明していただけますか。

1、委員長（北藤） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 旗手委員の質問に説明をさせていただきます。

就学援助の申請をいただきましたところ、所得の認定基準を超えていたということで、認定基準を超えた方に関しましては、必ず教育委員会会議にかかりまして、世帯の状況を勘案することとなっております。その辺のところでは該当しなかったという結論でございます。

以上です。

1、委員長（北藤） ほかに。

浜野委員。

1、委員（浜野） 1点質問いたします。

説明資料の175ページ、（5）パークゴルフ場の利用状況が載っております。そこに利用者数が載っておりますけれども、この利用者数についてはどのようにして人数になったのか、ご説明をお願いいたします。

1、委員長（北藤） 早川社会教育課長。

1、社会教育課長（早川） パークゴルフ場につきましては、常駐している管理人さんもおられませんし、一々カウンターでとったりとかということでできないものですから、27年度より想定される人数の比率というのでしょうか、それを用いまして、利用者の人数を出すという方法をとらせていただいております。それをとらせていただいて、それに明らかに大きい大会があった部分についてプラスして人数を出していくというような方法で、算出をさせていただいているところでござい

す。

1、委員長（北藤） 浜野委員。

1、委員（浜野） 出し方については、そういうことなのかもしれません。ただ、はっきりした数字でないわけですから、これ何名とかという形でなく、100名単位とか、そういうような数字がいいように思われますけれども、いかがでしょう。

1、委員長（北藤） 早川社会教育課長。

1、社会教育課長（早川） そういう率で出すと、月当たり何十人、何百人という形になって、プラス明らかにこの日に大きい大会が行われましたというのを足してという形で集計させていただいているものですから、何人まで出るという形になっているのですけれども。

1、委員長（北藤） ほかに。

渡辺委員。

1、委員（渡辺） 1点だけちょっと確認したいことがあります。

説明資料の146ページ、それと同じく資料の151ページ、両方のことでお聞きしたいと思います。

2番の7、学校運営備品購入の関係で、各小学校に10分間読書の図書の購入になっておりますけれども、今回、小学校は2校でだったと思いますが、21万8,351円で、これは年間の予算というのは恐らく8万円くらいだったかな、各学校だから。10万円か。

（「小学校の……」の声あり）

後でちょっとお尋ねしますが、とにかくそれは多いのは結構なのです。多くなって、図書の購入が増えたということに対しては、私はいいことだなというふうに思っていますけれども、反面それ151ページの中学校の10分間読書用図書の購入費が1万9,856円ですか、こういうふうになっています。この極端な差といいますか、格差というのがどうなっているのかなという気がするのですけれども、その辺ちょっと説明願います。

1、委員長（北藤） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 渡辺委員の質問に説明をさせていただきます。

各小学校の予算については10万円ずつということで、掛ける2校ということで20万円、中学校のほうは1校8万円ということで、予算8万円ということになっております。小学校のほうは20万円をオーバーして21万8,000円と。ただし、中学校のほうは8万円の予算に対して1万9,000円と。このような形で、中学校に確認したところ、要望がなかったということでございますが、そういった部分、読書環境は大変重要なことでございますので、教職員、事務方も含めて意識が足りなかったのかなと反省しております。

今後、必要な形で予算をつけておりますので、そういうことがないようにしっかり指導をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

1、委員長（北藤） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号9、10款災害復旧費から12款予備費までを審査いたします。決算書は196ページか

ら199ページ、主要施策等説明資料は182ページから185ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

小川建設水道課長。

1、建設水道課長（小川） 決算書の196ページ、197ページをお願いします。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費、15節工事請負費の不用額182万6,400円の主な内容ですけれども、繰越明許費の平成28年災協成線道路災害復旧工事の執行残として179万3,000円の繰越明許費不用額が発生したものです。

次に、主要な施策等説明資料の182ページをお願いします。

10款1項1目農業用施設災害復旧費と10款2項1目公共土木施設災害復旧費、それから184ページ、10款2項3目公営住宅災害復旧費です。昨年の台風18号並びに繰越明許費として平成28年の台風10号により被災した公共施設の復旧を行ったものです。事業概要、事業費用については記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長（北藤） 森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） 港湾施設災害復旧費の補足説明をさせていただきます。

主要な施策等説明資料183ページをお開き願います。

2目港湾施設災害復旧費、事業番号1番、十勝港港湾災害復旧事業でございます。右に動きまして、（1）及び次のページをお開き願います。（2）につきましては、昨年9月の台風により流木が漂流及び漂着したことから、除去、運搬を実施してございます。その下の（3）につきましては、今年の3月の大雨によりまして、十勝港内に流入した流木を撤去、集積及び運搬を実施してございます。事業費等々につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（北藤） 暫時休憩します。

午後 1時13分 休憩

午後 1時13分 再開

再開します。

早川社会教育課長。

1、社会教育課長（早川） 失礼いたしました。

社会教育部門です。災害復旧費です。説明資料のほうの185ページになります。

災害復旧費、社会教育施設災害復旧費、3番の保健体育施設災害復旧費でございます。社会教育施設のほうでございますが、児童福祉会館外壁雨漏り修繕ということで、これも暴風雨による台風被害によりまして、児童会館の雨漏りが発生したために、修繕を行ったものでございます。保健体育施設のほうでございます。鉄道記念公園パークゴルフ場、これも台風の被害によりまして、施設内の倒木被害がございまして、その処理のために緊急で実施したものでございます。事業内容等

は記載のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

以上です。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。10款災害復旧費から12款予備費までに対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号10、一般会計の歳入について審査いたします。決算書は16ページから53ページ、主要施策等説明資料は5ページから10ページです。

町税徴収実績及び各節において50万円以上の収入未済額並びに繰越明許費について、特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、町税の収納実績についてご説明いたします。

主要な施策等説明資料の8ページをお願いいたします。

第7表、町税徴収実績表です。8ページから10ページにわたっております。

まず、8ページであります。

一般会計の税目分、国保税を合わせた合計額の行、町税計というのが一番下にございますけれども、こちらで説明させていただきます。

町税計のところでありますけれども、調定額、収納額、未納額につきましては記載のとおりであります。収納率を申し上げます。収納率につきましては、昨年比0.2%増の98.8%となっております。

次に、9ページの滞納繰越分であります。

ここも一番下の町税計の行をごらんいただきたいと思います。こちらも調定額、収納額、未納額につきましては、記載のとおりであります。収納率につきましては、0.9ポイント昨年度よりも下がっております、10.3%となっております。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

現年度分と滞納繰越分を合わせた合計の表になります。下から3行目の町税計のところでございます。調定額12億8,367万1,783円に対しまして、収納額11億4,717万6,341円でございます。未納額1億3,261万1,143円ということでございます。収納率でございますが、89.4%、前年対比0.2ポイントの減となっております。

続きまして、不納欠損の関係でございます。

税の徴収100%を目指しております。けれども、どうしても収納困難なものにつきましては、法令等に照らし合わせて不納欠損処分を行っております。不納欠損につきましては、同10ページの表の中ほどにございます不納欠損額というふうに記載されております。こちら下から3行目のところに一般会計、国保会計を合わせた不納欠損ということで、金額388万4,299円でございます。

最後に、延滞金の関係でございます。

延滞金につきましては、表の右側でございます。下から3行目の延滞金の収納額の欄でございます。1万7,276円の収納となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 小川建設水道課長。

1、建設水道課長（小川） 決算書の22ページ、23ページをお願いします。

11款1項3目農林水産業費負担金、1節農業費負担金の収入未済額250万円につきまして、道営草地整備事業の繰越明許費に伴う未収金で、道営事業の一部を翌年度に繰り越したことにより、繰り越した事業費の受益者負担金についても翌年度に繰り越すこととなったものです。

以上です。

1、委員長（北藤） 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（山岸） それでは、節における50万円以上の収入未済額について説明いたします。

同じく、決算書22ページ、23ページです。

11款1項4目2節過年度給食費負担金です。説明内容につきましては、先ほどの説明とほぼ同じになります。よろしくお願いします。収入未済額につきましては、64万7,840円であります。前年と比べまして、26万7,080円の増となっております。未納者数は5世帯となっております。収納率については4.06%で、前年比6.15%の減となっております。未納者数の5世帯の内訳につきましては、先ほど説明したとおりです。

以上です。よろしくお願いします。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 決算書48ページ、49ページをお願いします。

19款5項2目5節の雑入でございます。雑入で201万4,000円の収入未済額がございます。このうち、過年度起業家等支援事業補助金返還金が180万2,000円の未済があります。また、同返還支援補助金の違約加算金が13万8,000円の未済額がございます。これに伴います29年度の収入でございますが、49ページの下から5行目、補助金の返還金として17万円の収入が29年度にございます。

以上です。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1款町税から20款町債までに対する質疑の発言を許します。

浜頭委員。

1、委員（浜頭） では、1点目は今のところですね、決算書は48と49、備考欄は下から5番目と。この過年度起業家等支援事業補助金返還金、これが今の説明だと180万2,000円で、さらにこの違約金が13万8,000円という説明だったのですけれども、何か以前は月5,000円とか1万円とか返してもらおうと言っていたのですけれども、それだと結構長い年月がかかると思うので、もし少しでも早く返済していただけるようなことを考えているのであればお聞きします。

同じく2点目は、決算書の都市計画税ですから16、17、18、19なのですが、この18、19ページのほうでお聞きします。調定額が4,120万6,430円に対して収入未済額が553万8,517円となっておりますが、これは結構、収入未済額としては大きな額だと思うのですが、これだけではちょっとわからないので、パーセンテージにちょっと直してもらって、何%ぐらいですという数字がわかるともっ

と現実味があるので、この未済額が何%になるのかをお聞きます。

以上、2点お聞きます。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 29年度につきましては、月1万円ずつの返済金でございまして、29年の11月の末ごろに社長とご本人にお会いしまして、返還金の増額をお願いをそのときしたのですが、現状では厳しいということのお話がございましたが、29年の12月分で手当も出るということで5万円上乗せしていただきまして、29年は12万円プラス5万円で17万円の収入がありました。その後、今年の4月に、30年の4月に入りまして、社長さんのほうから電話をいただきまして、30年の4月から月3万円で4月と12月には手当が出るので、10万円ずつ上乗せしていいよということのお話がありまして、返還いただいているところでございます。月3万円と4月、12月の手当を上乗せしますと年間で約56万円の金額になりますが、ただ、未済になっている部分もございまして、それでいきまして、約3年半ぐらいまだかかるかなというふうに思っております。引き続き早期に返還していただけるように要請をしていきたいと思っております。

以上です。

1、委員長（北藤） 山畑住民課長補佐。

1、住民課長補佐（山畑） 都市計画税の収入未済額のパーセンテージですが、13.4%ということになります。

以上でございます。

1、委員長（北藤） 浜頭委員。

1、委員（浜頭） 1点目なのですが、月1万円からいろいろ頑張って月3万円になったし、4月、10月、10万円と、多分本人も大変だと思うので、だけれども取るほうもやっぱり過年度というのは大変だと思うので、了解しました。3年半ですね。了解しました。

2点目なのですが、13.4%ということなのですが、これは結構大きな数字だと思いますし、特にやはりこの収入未済額の大部分は滞納繰越分ということで、大変難しいとは思いますが、もう管内でもほとんどの町村がこの都市計画税というものは廃目というのですか、ほとんど項目からなくなったと思いますが、どうしてもやっぱり事情はあると思いますが、本町でこれだけ収入未済額が多い都市計画税を維持する理由をお聞きます。

1、委員長（北藤） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 都市計画税につきましては、都市公園工事費と街路整備の地方債償還金、下水道事業費、それから下水道事業債償還金に係る貴重な財源となっております。この未済額につきましては、引き続き100%を目指して収納に対して努力してまいりたいと思います。

また、この都市計画税につきましては、広尾町のまちづくりに欠かすことのできない財源となっております。そういうことなものですから、引き続き維持していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

1、委員長（北藤） ほかに。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明書の10ページなのですが、この町税の部分で、1つに不納欠損額の部分なのですが、今年度町民税、国保税合わせて388万4,299円となっていますけれども、前年度が240万8,000円、27年度が183万6,000円となっております。27年から比べるとこの額が倍近く増えておりますけれども、主な事項別の中身、これをご説明いただきたいと思います。

それと、延滞金の関係なのですが、これは延滞金は以前徴収していなかったのですが、多分平成22年ころから徴収するようになっておりますけれども、29年度はこの延滞金1万7,276円なのですが、前年度が87万879円、それから27年度が71万円という形で29年度の延滞金、極端に少なくなっております。ちなみに、町民税等では前年度が56万5,000円に対して1万3,676円、国保税の延滞金、前年度が30万5,800円に対して、今年度は29年度が3,600円と、それぞれ小さい額となっておりますけれども、これらの内容についてご説明いただきたいと思います。

また、この収納に係るいわゆる滞納処分の中で、サービス制限条例、これは平成20年から実施しておりますけれども、29年度の（中身に）内容についてご説明をしていただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 暫時休憩。

午後 1時30分 休憩

午後 1時30分 再開

再開します。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 済みません。今、書類を持っていますので、よろしくお願いします。

まず、わかる部分から説明させていただきたいと思います。

まずは、滞納処分です。サービス制限条例につきましては、児童手当支給につきまして1件ございます。これにつきましては、長年、文書等でお知らせしたのですが、手続をとっていただけなかったということで、滞納処分とさせていただいております。

それから、滞納繰越分の件については、今、書類を持っております。よろしくお願いいたします。少々お待ちいただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 暫時休憩。

午後 1時32分 休憩

午後 1時33分 再開

再開いたします。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 不納欠損の比較でございますが、29年度若干100万円程度多くなっております。不納欠損した案件が1件だけ多くなっております。

それから、延滞金でございます。延滞金につきましては、全て完納した時点で延滞金を発生させ

ておりますので、今回29年度については延滞金に係るものが、完納に係るものが少なかったということで、延滞金が少なかったということになります。

それから、不納欠損処分の内訳でございます。町道民税が9件で129万6,000円ほど、それから固定資産税の不納欠損が61万6,000円程度、都市計画税が9万3,000円程度、それから軽自動車税が3万2,000円程度でございます。それから、国保の一般分で223万6,000円程度、国保税の退職分が12万3,000円程度でございます。

よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号11、認定第2号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査いたします。決算書は200ページから214ページ、主要施策等説明資料は186ページから187ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） 主要な施策等説明資料186ページをお開き願います。

港湾管理費、事業番号2の港湾関連用地売り払いの関係でございます。これは冷凍施設用地として池下産業株式会社に港湾関連用地1,341平方メートル、これを1,375万8,660円で売却したものでございます。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

小田委員。

1、委員（小田） 決算書の210ページの中ほどに、委託料の中で水面貯木場水質分析委託料というのが114万8,364円ありますけれども、この貯木場についてはほかの委員からも前々からいろいろ質問があるわけですが、今、決算のこの場において一度おさらいをさせていただきたいと思うのですが、今までに、ざっとでいいのですが、費用、この貯木場に費やしたお金、国のお金、町のお金、いろいろあると思うのですが、それをざっと教えていただきたいのと、あと、その後いろんなことがあって補修もしましたので、その金額も教えてもらいたいのと、あと歳入というか、収入が利用料として28年、29年、30年の3年について幾らだったのかということ、そして、この水質検査の100万円以上については、もちろんこれは年間、1年にこれだけかかるということの確認ですね。そして、今後のこの貯木場に関しての利用する相手側について、どのように考え、どのようにプッシュしていくというか、いわゆる利用料をいただくためにどのように考えているのかをお答えいただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（北藤） 森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） まず、1点目、水面貯木場施設整備事業の関係でございます。

平成26年度から28年度までの3年間で2億1,136万5,000円となっております。うち財源内訳として地方債2億580万円の借入れを行いました平成27年度に災害復旧事業といたしまして、27年、28年実施いたしまして、8,868万9,000円の事業費で、財源内訳といたしまして、災害復旧費補助金6,447万1,000円、地方債（災害復旧事業債）1,610万円の借入れを行いました。

この貯木場の歳入の関係なのですが、平成27年に被災してから現在まで貯木場に関しての利用料はありません。

水質検査の関係でございます。今、一時休止している状態なのですが、経過観察する上から、入っていない状態でどのぐらいなのかということで、入ったときと比較したいということで分析させていただいております。昨年、水質、それと提出、年4回実施しましたが、今年にしましては、その経過観察をさせていただきたいということで、5月と9月、2回実施するという予定にしております。

そして、今後の関係なのですが、昨年、災害復旧事業が完了したということで、この再開に当たりましては、原木の場外への流出をさせないよう爆弾低気圧や大型台風が直撃するようなときは、事前に木材を水面から陸上に引き揚げさせていただくよう利用する方々と協議しておりますが、現在まで調べていない状況でありますので、現在のところ再開する予定というのは立っていない状況でございます。

以上でございます。

1、委員長（北藤） ^{おだ}小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） 今のところめどが立たないということなのですが、これは1社、もう最初から1社でしたかね。ほかにこれを利用する会社というものはまだあると思うのですが、わかりませんが、その辺にアプローチなり、後方の企業というのはないのかどうかをちょっと聞きたいのと、それと年4回を2回にしているということなのですが、しばらく使わないのであれば、この検査の費用というのは、もったいないわけであって、例えば相手と合意に達した段階で水質検査を急にやるなどということをした場合、もし、その水質検査なるものを、私よくわかりませんが、いわゆる合格というか、パスするために、もしパスしなければかなりその時点から手間がかかるものなのかどうか。

というのは、一月、二月ぐらいでできるのであれば、使用してもらえる直前にこの検査をやっていただきたいけれども、余りずっと放っておくと、また逆に費用がかさんだりするのもかもしれませんが、その辺のことを教えていただきたいのと、もう一つ、今この木材は陸上に置いてあるわけですね。そうすると、費用というのは、貯木場のほうが安いのかな。その辺の金額的な、利用料の金額についてどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 暫時休憩。

午後 1時38分 休憩

午後 1時38分 再開

再開します。

森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） 企業の関係でアプローチの関係だったのですけれども、まず輸入してくる場合、輸入してくるのですけれども、商社が入れてくるものですから、商社と協議はさせていただいております。その検査に合格した時点で荷主さんのものになりますので、現在のところ商社さんとのお話になるかなと思ってございます。

水質検査の関係なののですけれども、いつ再開するかわからないものですから、水温の高い時期とか、あそこはサケの稚魚が入ってくるということで、5月関係でも調査したいということで実施してございます。単価契約、1回何ぼ契約ということで業者とやらせていただいております、その関係で年2回が最低限かなとは思ってございます。

貯木水面利用料の単価の関係なののですけれども、水面のほうが平米10円、そして整理水面が5円、そして、ここは2万5,000平米ありますので、年間にならすと450万円ということになります。今、おか揚げで土地使用料ということで平米50円になってございます。ただ、面積的にはそんなに2万5,000とか広くないので、今、置く関係で専用使用料ということでいただいております。

以上です。

1、委員長（北藤） 小田委員。

1、委員（小田） 町長おられないので、ちょっと副町長にもし答えていただければ教えていただきたいのですけれども、これについては金額が金額、すごい金額をかけて、これは想定外だったというわけにもいかないと思うのです。ですから、何らかのほかの策といいますか、貯木場は木を保管するしかできないのだと思うけれども、そのほかに全国のいわゆるこういう貯木場等のありさまを見て、何らかの形で何かをスタート、貯木場だから貯木をするしかないと思うのですけれども、いろんな会社が、あるいはいろんな商社があると思うので、その辺のいわゆるポートセールスについて町の意気込みというか、大変困っているのはわかります。でも、すごい困っているのは、この広尾町ですから、その辺ちょっとしっかりと答えいただければと思います。

以上です。

1、委員長（北藤） 田中副町長。

1、副町長（田中） ご心配をいただいております貯木場の関係であります。

多額の費用をかけて製造させていただきました。また、つくっている途中での災害、台風、低気圧等での災害を受けて、また改修をかけながらということで整備をしてきたわけでありましてけれども、今、港湾課長のほうからもありましたように、今度、流木の流出ということがあれば、これは大変なことになるということで、万全の体制で、今、協議を進めているところであります。今お話ししたように、大きな台風ですとか、低気圧、そういったものが事前に予測ができる、そういう、今、体制にありますので、そういったことが起きる前に貯木場に入れた木材をおか揚げするというようなことでできないかということ、そういったことも含めて、輸入元である商社に対して協議をしているところであります。課長のほうからもありましたように、それ以降の部分についてはまだ

結論も出ておりませんし、返事が来ていないというような状況でありますけれども、今、^{おだ}小田委員おっしゃったように、この港湾の貯木場、多額の費用をかけて整備をしたということで、今後どうするのかという部分、いろんなチャンネルを使って、町長もポートセールスに向けて動いているわけでありますけれども、なかなか具体的にこれが解決策だという部分でないのが実情でありまして、いましばらくこの部分については検討させていただきたい、時間をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） ^{おだ}小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） これだけのお金をかけて、費用をかけて、先行き、見通しが見つからないのであれば、やめるということにもならないかもしれないけれども、本当に見込みがないのであれば、違う有効な利用法なりを考えざるを……。確かにすごい金額かかったから、そのもともとの利用目的のためにやるべきではあるけれども、最近の災害といいますが、異常気象の中で、そういう災害が来そうになったら、町の負担で揚げるのでしょうか。だから、そういうことをやっていくと、またこれも大変なことではないかなと素人考えで思うわけでありまして、その辺について、ある程度めどといいますが、いつごろからこういう交渉をしているのかちょっとわかりませんが、どこか期限を切ってやらざるを得ないのではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてめどについての考えがあれば、それだけ伺いたいと思います。

以上です。

1、委員長（北藤） 田中副町長。

1、副町長（田中） ^{おだ}小田委員おっしゃるとおりでありまして、多額の費用をかけてこれまで整備してきたわけです。貯木場の利用の目的については、今お話をしたとおりなのですが、この新たにお金をかけて、整備費をかけて頑丈なものにして、流木が流出しないような対策をする、工事をやるとすれば、相当な金額がかかるというふうに試算をしております。したがって、今現時点で先ほど申し上げたような商社との協議を進めているところでありますけれども、これがもし調わないというようなことになれば、今、^{おだ}小田委員がおっしゃったような多額の費用をかけて再度整備をするのか、あるいは別な用途という部分も考えられるのか、その辺については十分に協議をしていかなければならないというふうに考えておりまして、その部分、そう遠くない時期に判断をする時期が来るというふうに思っております。いましばらく様子を見させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） ほかに。

星加委員。

1、委員（星加） 関連して言いますけれども、港湾課長、あそこの貯木場は適切だと思っているかい。暴れるのは、どうして暴れるか。その原因をつかまえないで、ただ低気圧が来た、波が入った、出ていった、大変だ。こんなこと、もう何年たちますか。この貯木場の施設については、よく勉強しないで広尾十勝港が引き受けた。まず、このことが問題だ。釧路では、この業者は釧路のほうに近い。どうですか。釧路は近くて非常に便利がいいのだけれども、釧路が断った。だから、十勝港に来たわけだ。十勝港は、これ幸いに、どうぞどうぞとやった結果が、この結果を招いている。

入ってきた波が、貯木場に波を消す施設がなければ、1回入った波はまた出るのだよ。どこかでなくなるわけでないの。そのことをちゃんと踏まえて整備をしないとだめだと私は思うのです。それをいつまでも、どこかの砂とか、ただ、あれは木材は船で洗浄しないで、おかへ、港湾に揚げて貯木場で燻蒸することになっているでしょう。違いますか。ですから、それはそのまま揚げたり、植防の出先がありますから、目をつぶっているのかどうしているのかわからんけれども、おかを移動している、燻蒸処理をしないで。そんなことで、いずれ何かあったら大変なことが起きる。どうですか、港湾課長。まず、その点の説明を求めます。

1、委員長（北藤） 休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

再開いたします。

田中副町長。

1、副町長（田中） 貯木場の関係であります。

星加委員さんからご指摘ありましたけれども、この貯木場の誘致に当たってのご批判というか、ご意見もいただいたところでありまして、結果的にこういった事態になっているということでありまして、その点に関しましては、反省もしているところであります。

しかし、多額の費用をかけてここまで貯木場整備をしてきたわけでありまして、先ほど^{おた}小田委員にもお話ししたとおり、今後の貯木場のあり方については今後も協議をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号12、認定第3号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査いたします。決算書は215ページから227ページ、主要施策等説明資料は188ページから190ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

小川建設水道課長。

1、建設水道課長（小川） 主要な施策等説明資料の188ページをお願いします。

1款1項1目維持管理費の事業番号1、給水事業の（3）維持管理事業についてです。簡易水道計装機整備委託業務から楽古水源地河道整理委託業務につきまして、簡易水道施設の機器の点検整備、草刈りと草の処分、楽古水源地の河道整理を行い、取水の安定を確保したものです。業務内容及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、189ページです。

量水器取りかえ工事につきましては、計量法に基づき量水器の取りかえ工事を実施したものです。

野塚浄水場取水流量計機器改修工事と楽古浄水場取水流量計機器更新工事につきましては、各浄水場の計装機器の改修と更新工事を行ったものです。豊似浄水場ろ過砂取りかえ工事と野塚浄水場ろ過砂取りかえ工事につきましては、砂ろ過池の砂を取りかえまして浄水能力の回復を図ったものです。野塚8線配水管改良工事は、冬期間の凍結を受けました、凍結深度以下に配水管を布設し直す工事を行ったものです。工事内容及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、(4) 備品購入事業です。老朽化したエンジンポンプを更新し、緊急時の取水確保を図ったものです。

次に、190ページです。

4款1項1目簡易水道施設災害復旧費の事業番号1、簡易水道災害復旧事業の(1) 機能回復業務と、(2) 災害復旧工事につきまして、昨年の台風18号と落雷により簡易水道施設が被災したことを受けたもので、機能を回復するための委託業務2件と工事4件を行ったものです。業務や工事の内容並びに事業費につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長(北藤) 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号13、認定第4号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査いたします。決算書は228ページから244ページ、主要施策等説明資料は191ページから194ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

小川建設水道課長。

1、建設水道課長(小川) 決算書の233ページ、234ページお願いします。

歳入の2款1項1目下水道使用料、1節下水道使用料の収入未済額77万7,880円につきまして、51件が未納となったものであります。

次に、主要な施策等説明資料の191ページをお願いします。

2款1項1目公共下水道事業費の事業番号1、国庫補助事業についてです。広尾町公共下水道ストックマネジメント計画策定委託業務につきましては、長寿命化計画として補助事業により処理場の機器更新を図ってまいりましたが、平成27年度の下水道法の改正によりまして、次期計画から管渠についてもリスク評価を行い、施設管理目標や長期的な改築シナリオを設定し、修繕・改築計画の策定に向けた点検調査計画を策定したものです。この基本計画を受けまして、今年度以降、実施計画を策定し、社会資本整備総合交付金事業を活用して、機器の更新等を行うものです。

次に、192ページ、広尾下水終末処理場機器長寿命化工事と次の長寿命化工事その2を実施し、国庫補助を活用して老朽化した設備の計画的な更新を行ったものです。工事概要及び工事請負費につきましては、記載のとおりです。

次に、事業番号2、町単独事業についてです。公共汚水ます新設工事につきましては、新築住宅

の水洗化のため、新たに設置したものです。工事概要及び工事請負費は、記載のとおりです。

次に、194ページ、上段の表になります。2 目個別排水処理事業費の事業番号 1、町単独事業の(2) 広尾町個別排水処理事業です。個別排水処理施設の整備につきましては、新設 8 件の実績となりました。工事概要及び工事請負費につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号14、認定第 5 号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを審査いたします。決算書は245ページから279ページ、主要施策等説明資料は195ページから198ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、決算書の266ページ、267ページをお開きいただきたいと思います。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費でございます。このページの上から 1 段目の節でございます。19節の負担金補助及び交付金で1,474万85円の不用額が生じております。実績が見込みを下回ったため、不用額が生じたところでございます。

続きまして、同じページです。節の上から 3 段目でございます。2 目退職被保険者等療養給付費でございます。同じく19節で576万548円の不用額が生じております。これも実績が下回ったためでございます。

続きまして、同じページでございます。下から 7 段目でございます。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費でございます。同じく19節で266万9,209円の不用額が生じております。

続きまして、268ページ、269ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目出産育児一時金でございます。このページの上から 8 段目でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。84万円の不用額が生じております。当初見込んでいた出産が実績として下回ったため、不用額が生じました。

続きまして、270ページ、271ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目高額療養費共同事業医療費拠出金でございます。このページの下から 3 段目、節でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。84万9,264円の不用額が生じております。これにつきましては、高額医療費拠出金の確定に伴う返還金が発生し、不用額となったものでございます。

続きまして、276ページ、277ページでございます。

8 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費でございます。このページの上から 1 段目でございます。13 節委託料でございます。83万9,817円の不用額が生じております。内訳でございます。特定健康診査

委託料で39万6,427円、健康診査委託料で17万4,205円、特定健診等データ管理委託料で4万8,725円、特定保健指導費等委託料で10万1,320円、特定健診等情報提供委託料で11万9,140円の不用額が生じております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 村上健康管理センター長。

1、健康管理センター長（村上） 予備費の充用について説明させていただきます。

決算書272ページ、273ページをお願いいたします。

8款1目1項施設管理費でございます。11節需用費、修繕費についてであります。予備費の充用8万4,000円であります。内容といたしましては、事務室非常用照明器具について通常業務に支障を来すことから、早急に修繕の必要があったため、予備費から充用し、執行したものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号15、認定第6号 平成29年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審査いたします。決算書は280ページから302ページ、主要施策等説明資料は199ページから208ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） それでは、介護保険特別会計の関係をご説明いたします。

決算書の285ページ、286ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の歳入であります。

1款1項1目第1号被保険者介護保険料でございます。現年度分におきまして、71万6,300円の未収が生じてございます。その下の2節滞納繰越分であります。こちらにつきましては、194万5,350円の未収額となっております。現年分と滞納繰越金の合計額266万1,650円を平成30年度に繰り越すことになったものでございます。

次に、歳出についてご説明します。

295ページ、296ページをお願いいたします。

2款1項1目介護サービス保険給付費、19節負担金補助及び交付金において1,243万1,019円の不用額が生じてございます。介護サービスの保険給付費につきましては、総体のサービス量を見込み、推計をして予算計上しておりましたが、保険給付費の確定に伴いまして不用額が生じたものでございます。同じページ、2款2項1目の高額介護サービス等費、19節112万8,875円の不用額が生じてございます。こちらにつきましても、給付費の確定に伴い不用額が生じたものでございます。

297ページ、298ページをお願いいたします。

下段のほう、4款1項2目介護予防生活支援サービス事業費の19節でございます。282万6,838円

の不用額となっております。こちらにつきましても、サービス事業費の確定による不用額となっております。

301ページ、302ページをお願いいたします。

上段、4款2項2目任意事業費の20節扶助費でございます。55万7,561円の不用額となっております。給付費及び助成の確定による執行残でございます。主なものといたしまして、成年後見制度利用支援事業の助成、こちらのほうの利用がなかったことから全額未執行となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号16、認定第7号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査いたします。決算書は303ページから319ページ、主要施策等説明資料は209ページから211ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

浜頭特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（浜頭） それでは、決算書312ページ、313ページをお願いいたします。

1目特別養護老人ホーム事業費の7節賃金で不用額が生じております。これは介護員及び調理員の賃金の2月、3月分の確定によるものでございます。

同じく11節需用費で不用額が生じておりますが、中身としましては、消耗品費、光熱水費、そして賄い材料費が主なものとなっております。

次に、主要な施策等説明資料について説明します。

資料の211ページをお開きください。

事業番号4番、施設整備事業です。表の一番上になりますが、入所者用のトイレのふぐあいがあった部分の改修工事を行いまして、入所者が快適に生活できるように改善いたしました。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号17、認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審査いたします。決算書は320ページから330ページ、主要施策等説明資料は212ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、まず歳入について補足説明させていただきます。

325ページ、326ページをお願いいたします。

上から7段目、1款1項2目普通徴収保険料の2節滞納繰越分普通徴収保険料でございます。81万9,100円の不納欠損処理をしてございます。保険料の徴収につきましては、100%を目指しております。しかし、どうしても徴収できないものについて2年とされておる時効に基づきまして、18納期分を不納欠損しております。

続きまして、歳出でございます。

327ページ、328ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。このページの下から3段目でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。83万8,956円の不用額が生じております。これにつきましては、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定負担金から見積もりましたが、負担金の確定によりまして、不用額が生じたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

旗手委員。

1、委員（旗手） これは広域連合で保険料ですとか、そういうことも決めることになっておりますが、平成28年度と29年度の保険料というのは既に決められていて、今回29年度の決算ですから、変更は本来なかったはずなのですが、このときに軽減特例の見直しということで料率変更があったわけですね。212ページのこの説明資料によりますと、軽減総額が4,975万2,351円ということで、28年と比較すると375万9,000円軽減額が少なくなっています。ということは、住民にとっては負担が増えているということになると思うのですけれども、それでそういう認識でよろしいでしょうか。

1、委員長（北藤） 楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 保険料の軽減の見直しについてですが、低所得者に配慮しつつ急激な負担とならないよう、細かな激変緩和措置を講ずることとしています。

ただいまご質問のありました元被扶養者の特例措置につきましても、所得の状況によりまして、均等割の9割または8.5割軽減に該当することがありますので、低所得者には引き続き配慮されるものであると考えられます。

以上です。

1、委員長（北藤） 旗手委員。

1、委員（旗手） 配慮されているということは、軽減措置というのは全くなくなったわけではなくて残っていますけれども、決算の額としては前年と比較したら、総額は減っているということでよろしいでしょうか。

1、委員長（北藤） 楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 済みません。そういうことでよろしいです。

1、委員長（北藤） ほか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号18、認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを審査いたします。病院事業会計決算書をごらんください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） 平成29年度の広尾町国民健康保険病院事業会計決算書について説明をいたします。

決算書の2ページ、3ページをお願いします。

病院事業決算報告書です。金額は消費税込みとなっています。

初めに、（1）収益的収入及び支出の収入についてです。

第1款病院事業収益の決算額につきましては、8億4,346万9,115円となりました。

次に、支出についてですが、第1款病院事業費用の決算額につきましては、8億1,863万2,731円となりまして、不用額は2,741万5,269円となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

（2）資本的収入及び支出の収入についてです。

第1款資本的収入の決算額につきましては、1億2,696万9,879円となりました。

次に、支出についてですが、第1款資本的支出の決算額につきましては、1億2,696万9,879円となりました。

次に、6ページをお願いします。

2、財務諸表の（1）平成29年度広尾町国民健康保険病院事業損益計算書です。金額は消費税抜きとなっています。

1、医業収益から2の医業費用を差し引いた額3億527万6,962円が営業損失となりました。

次に、3、医業外収益から4、医業外費用を差し引いた額3億3,011万3,346円を営業損失に加えた経常利益は2,483万6,384円となりました。したがって、当年度の純利益は2,483万6,384円となったものであります。

次に、7ページをお願いします。

病院事業剰余金計算書です。金額は消費税抜きとなっています。

表の中段から下に記載しております当年度変動額について説明させていただきます。

当年度におきましては、利益剰余金に当年度純利益の2,483万6,384円が発生し、表の右下、資本合計の当年度末残高がマイナス8,668万5,144円となったものです。

続きまして、8ページをお願いします。

病院事業欠損金処理計算書です。金額は消費税抜きとなっています。

当年度末残高マイナス1億1,896万9,285円を繰越未処理欠損金とするものです。

次に、9ページ、10ページをお願いします。

病院事業貸借対照表です。金額は消費税抜きとなっています。

初めに、9ページの資産の部についてです。

1、固定資産の合計は5億4,400万3,312円となりました。
2、流動資産の合計は1億463万2,486円となったことから、資産合計は6億4,863万5,798円となりました。

続いて、10ページの負債の部です。

3、固定負債は、(1) 長期企業債だけとなりまして、1億6,164万5,979円となりました。
4、流動負債の合計は2億2,201万2,365円となりました。
5、繰り延べ収益は(1) 長期前受金の合計が17億3,651万9,945円となりまして、(2) 長期前受金収益化累計額を差し引いた繰り延べ収益合計が3億5,166万2,598円となりました。この結果、3、固定負債と4、流動負債及び5、繰り延べ収益の合計である負債合計は7億3,532万942円となりました。

次に、11ページの資本の部です。

6、資本金の合計は3,228万4,151円、7、剰余金の合計はマイナス1億1,896万9,295円で、6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計はマイナス8,668万5,144円となりました。このことから、負債資本の合計は11ページ、一番下の記載のとおり、6億4,863万5,798円となりまして、9ページ、一番下の資産合計と同額となるものであります。

次に、12ページ、キャッシュ・フロー計算書です。キャッシュ・フロー計算書の対象となっている資金の範囲につきましては、貸借対照表における現金預金と同範囲となっているため、ページ一番下の資金期末残高と、9ページの下から5行目の現金預金と同額の3,160万3,574円となるものです。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長(北藤) 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結いたします。

次に、審査番号19、認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定についてを審査いたします。水道事業会計決算書をごらんください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

小川建設水道課長。

1、建設水道課長(小川) 決算書の2ページ、3ページをお願いします。

水道事業決算報告書です。

初めに、(1) 収益的収入及び支出の収入についてです。

第1款水道事業収益の決算額につきまして、1億4,531万7,046円となりました。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額につきまして、1億5,207万8,706円となりまして、不用額は429万4,294円となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

資本的収入及び支出になります。

支出につきまして、決算額が8,226万8,860円となりまして、不用額が4万6,140円となりました。なお、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額8,226万8,860円につきましては、4ページの表の下側に記載のとおり、所定の財源をもって補填しています。

次に、6ページ、お願いします。

2番、財務諸表の(1)平成29年度広尾町水道事業損益計算書です。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額4,247万9,822円が営業損失となりました。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額3,054万3,308円を営業損失に加えた経常損失は1,193万6,514円となりました。これから5の特別損失を差し引いた当年度純損失は、1,194万6,594円となったものです。

次に、7ページをお願いします。

水道事業剰余金計算書です。表の中段から下に記載しております当年度変動額について説明します。

当年度におきましては、利益剰余金に当年度純損失のマイナス1,194万6,594円が発生し、表の右下、資本合計の当年度末残高が13億6,427万9,363円となったものです。

次に、8ページをお願いします。

水道事業の剰余金処分計算書です。当年度末残高のうち、今年度におきましては、未処分利益剰余金は発生しておりません。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

水道事業の貸借対照表です。

初めに、9ページの資産の部についてです。

1、固定資産の合計は18億4,997万1,854円となりました。2の流動資産の合計は1億9,900万5,689円となったことから、資産の合計は20億4,897万7,543円となりました。

続いて、10ページ、負債の部です。

3の固定負債は3億3,173万9,209円、4、流動負債の合計は3,157万528円、5、繰り延べ収益は、長期前受金の合計が4億6,276万4,876円、(2)の長期前受金収益化累計額を差し引きました繰り延べ収益合計が3億2,138万8,443円となりました。この結果、3の固定負債と4の流動負債、5の繰り延べ収益の合計であります負債合計は6億8,469万8,180円となりました。

次に、11ページです。

資本の部になります。

6、資本金の合計は11億8,658万9,223円、7、剰余金の合計は1億7,769万140円で、6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は13億6,427万9,363円となりました。このことから負債と資本の合計は11ページの一番下に記載のとおり20億4,897万7,543円となりまして、9ページ、一番下の資産合計と同額となるものです。

次に、12ページ、キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、現金の関係で資金の範囲につきまして、貸借対照表における現金預金と同範囲となっております。ページ一番下の資金期末残高と9ページの下から4

行目の現金預金が同額の1億9,592万6,569円となるものです。

以上でございます。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 認定第1号 平成29年度広尾町一般会計決算認定について、反対討論を行います。

地方における経済活動は、いまだに停滞しているのが実態であります。加えて、少子高齢化に伴い、200万円以下の年金収入階層は73.6%と、平成25年度と比較すると5.1%も増加しており、今後さらなる年金等の引き下げも予定されております。

このような経済環境のもと、社会的弱者と言われる高齢者や障がい者、さらには低所得者などの生活を支え、住民の福祉向上を図っていかなければならないところであります。

また、本町の基幹産業である水産業も、ここ数年は低迷し、あわせて商店街の消費購買力にも影響を与えております。

このような状況のもとで、十勝市町村税滞納整理機構の収納率は、平成28、29年度は21%から23%と低率となっております。当機構に依拠しなくても、従前の徴収体制でも十分収納率の向上は図れるものであり、見直す時期に来ております。

本町の財政状況が大変厳しい中、生活道路の改修事業が先送りされたり、旧保育所等の公共施設の解体事業計画も示されず、加えて各種使用料金の値上げにより町民の負担増で生活を圧迫しております。

このような財政状況のもとで、子ども農山漁村交流ホームステイ事業に1,300万円もかけて荒川区の子どもたちの旅費、滞在費を本町が全額負担することは、町民の理解が得られません。ふるさと納税は夕張市などほかの町と同様に広尾町のために活用する、また、基金積み立ては上士幌町の先進事例を参考にしたシステムに変えるべきであります。

よって、本決算認定に反対をするものであります。

1、委員長（北藤） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

浜野委員。

1、委員（浜野） 私は、平成29年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

平成29年度は、子どもたちが安心して学べる環境づくりとして、豊似小学校の建設、広尾高校の存続対策として下宿費の助成を行うなど、課題解決に努めた内容でありました。また、農林水産・商工業への継続支援をはじめ、サンタランド事業や食を生かしたまちづくりの推進、住宅リフォームの継続など、活力あるまちづくりの展開、さらに地域福祉、子育て支援、健康予防など、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容でありました。

財政運営においても、各種財政指標が地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（北藤） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

小田委員。

1、委員（小田） 私は、これから述べる2つの理由をもって、平成29年度一般会計予算に反対します。

1つ目は、町が策定しているまちづくり計画及び総合戦略と、この29年度の決算を照らし合わせてみても、数値目標等については大幅に達成されていないありさまであるからです。努力の跡すら見えない部分がたくさんあると言えます。

2つ目は、子ども農山漁村交流事業に大きな問題があるからです。

交流事業の目的や成果については、決算委員会で述べさせていただいたとおりで、何ら問題はありません。

しかし、問題は、このことのために使われる広尾町の予算についてであります。荒川区の小学生約60名が広尾町にやってくる時の飛行機代からバス賃まで、荒川区においては保護者の自己負担はなく、全くありません。広尾町がほぼ全額出しています。その財源が現在ではふるさと納税企業版等に求められているものの、広尾町の予算を常識では考えられない形で全額補助しているわけがあります。同じような小学生のお子さんのいる広尾町の親御さんたちは、この事業の自己負担なしという特殊性をどう思っているでしょうか。

普通、交流事業については、補助を受ける受益者は最低でも3分の1あるいは半額というのが常識であります。財源がどうであろうと、荒川区の子どもたちは負担ゼロ、広尾の子どもたちが同様の旅行に行く場合は自己負担あり、いかにふるさと納税企業版を持ち出しても、これが厳然たる事実であります。よその家の子どもにおやつはやるけれども、自分の子どもには上げない。そんなことがありますでしょうか。もしこの事業がこれで正当だと町として思うのであれば、広尾町の広報に、なぜにして荒川区の子どもたちは毎年毎年ただで広尾に遊びに来られるのかという特集でも組んで町民に対して説明してほしいとさえ思います。

そしてまた、広尾町行政は、その予算を地方自治という形で任され、その予算については、あくまでも広尾町及び町民のために使うという根本的な責任があるわけです。がしかし、広尾町の財政力は、ご存知のとおり大変厳しく、多くの必要な事業がどんどん先送りにされているのは、ここに

おられる方は十分に理解しているはずであります。それにもかかわらず、このような事業を続けることは言語道断であります。

最後にもう一度繰り返す形になりますが、町長がいませんので、副町長以下、役場管理職の方々を目の前にして、議会を形づくっているための議員ではなく、町民の立場に立ち、町民のために本当にこの子ども農山漁村交流事業が必要かどうかをいま一度考え、採決に臨まれるようお願いいたします。

1、委員長（北藤） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りいたします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、よって本件は討論を省略いたします。

これより認定第2号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りいたします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、よって、本件は討論を省略いたします。

これより認定第3号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略いたします。

これより認定第4号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略いたします。

これより認定第5号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成29年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略いたします。

これより認定第6号 平成29年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第7号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りいたします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略いたします。

これより認定第7号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

旗手委員。

1、委員(旗手) 認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に導入されました。制度導入時から「75歳以上の高齢者だけの医療制度など成り立たない」「後期高齢者医療制度はうば捨て山だ」との反対世論に押され、低所得者負担軽減のために特例軽減が設けられました。

政府は9割軽減、8.5割軽減を平成29年度から廃止予定でしたが、本町議会としても保険料軽減特例の維持、継続を求める意見書を提出するなど、反対の声が広がったため、段階的に廃止しようとし、軽減特例の見直しによる料率変更を行いました。計画年度の途中で被保険者に追加負担を求めるのは違約行為と考えます。

本決算では軽減総額は平成28年度比375万9,000円減となっています。低年金や低所得者の問題が改善されていない中、特例軽減を減額する根拠も道理もありません。高齢者への配慮は不要になったとは思えません。

よって、本決算認定に反対いたします。

1、委員長(北藤) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

浜野委員。

1、委員(浜野) 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者に対する医療、介護サービスの質を維持・向上することを目的に開始され、低所得者に対する軽減措置を講じるなど、幾多の制度改正を行い、制度が定着してきて

いるところであり、高齢者の方の医療を国民みんなで支え合う医療保険制度であります。

この制度を運営する広域連合に加入している町として、平成29年度の予算執行については必要な経費であり、適正な会計運営がなされていることから、本決算に賛成するものであります。

1、委員長（北藤） これをもって討論を終了いたします。

これより認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りいたします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略いたします。

これより認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略いたします。

これより認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会の審査報告は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、審査報告は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3時08分